

(第二十五部)

第二回 参議院決算・治安及び地方制度・運輸及び交通連合委員会會議録第一号

昭和二十三年四月五日(月曜日)午前十一時五十七分開会

委員氏名

委員長 下條 康廣君

委員 太田 勉君 西山 龜七君

委員 山下 義信君 田中 利勝君

委員 岩崎正三郎君 今泉 政喜君

委員 吉川末次郎君 中川 幸平君

委員 北村 一男君 竹中 七郎君

委員 田方 進君 平野善治郎君

委員 谷口彌三郎君 小野 哲君

委員 深川タマエ君 鈴木 憲一君

委員 駒井 藤平君 帆足 計君

委員 伊達源一郎君 兼君 傳一君

委員 山崎 恒君 小川 友三君

委員 千田 正君 西田 天香君

委員 治安及び地方制度委員

委員長 吉川末次郎君

委員 中井 光次君 鈴木 直人君

委員 羽生 三七君 村尾 重雄君

委員 奥 圭一郎君 大隅 憲二君

委員 草葉 隆圓君 黒川 武雄君

委員 岡田喜久治君 鬼丸 義賢君

委員 青山 正一君 岡本 愛祐君

委員 岡元 義人君 小野 哲君

委員 柏木 康治君 駒井 藤平君

委員 阿竹齊次郎君 濱田 寅藏君

委員 運輸及び交通委員

委員長 板谷 順助君

委員 丹羽 五郎君 小野 哲君

委員 小野 哲君 カニニ邦彦君

委員 内村 清次君

○海上保安法案(内閣送付)
本日の會議に付した事件
○委員(下條康廣君) それでは決
算、治安及び地方、並びに運輸連合委
員会を開きます。予備審査のため付託
せられました海上保安法案を議題と
いたしまして、当局から提案の説明を
願うことにいたします。
○國務大臣(岡田豊一) 只今から海
上保安法案の提案理由につきまして
御説明を申し上げます。
海上保安法案の提案理由を極めて
要約しまして申し上げますと、今日の我
が國の海上における航海の安全と治安
とは、終戦後の諸般の事情から甚だし
い危険と不安とに暴らされておるの
であります。これに対処し得る実力の
ある制度、組織が存在いたしてありま
せんので、新たにこの制度を創設す
る必要があるということにあるのであ
ります。
即ち先ずこれを航海の安全について
見ますと、周囲八千海里に及ぶ我が國

の沿岸水域はその特有の氣象、海象か
ら從來世界的に最も海難事故の多い水
域とされてきたのであります。而して
このような自然的惡條件は船舶自体の
構造、設備の堪航性と乗組船員の技術
及び船内規律と、暨合その他の航路標
識、通信施設の整備、水路の測量、氣
象の観測等の、いわゆる航海補助の施
設の整備との三要件が備わることによ
り初めてよくこれを克服できるものであ
ります。が、これから三要件のうち航海
安全の客体的要件であります航海補
助施設の整備は、甚だ不十分でありま
して、我が國特有の自然的惡條件と相
俟つて、世界のダークシーとして今後の
外國通商の上にも極めて暗い影を投げ
掛けておるものであります。他方主体的
な要件としましては、日本の船舶だけ
について見ますと、戦時中の要請に
基く船舶の急速建造と、船員の速成教
育、優秀船舶と優秀船員の激進的打
撃、終戦後の急激な船價暴落による優
秀船舶建造の困難等の原因によりまし
て、船質及び船員の技術が低下してお
ります。客体的惡條件を克服する
ことができず、数多くの海難事故を惹
き起しておるのであります。
然るに海難の発生した場合における
救助対策如何と考えると、これ又遺
憾ながら甚だ貧弱でありまして、あた
らぬ人命、財産を失つておる現状で
あります。最小限の國民生活を維持
する上に極めて重要な使命を持つ船舶
の損失を防止し、人命財産の安全を確
保するためには、一面において船質を

改善し、船員の技術を向上させると共
に、他面航路標識その他の航海補助施
設の整備を図り、且つ海難に備えて、
救助艇その他の救助施設を整備充実す
ることは、誠に喫緊の重大事であるの
みならず、我が國が國際社会の一員と
しまして、外國船舶の日本沿海におけ
る航海を安全ならしむるためにも、必
要且つ重要な國際的義務であると申し
なければならぬのであります。
次に海上における治安維持について
見ますと、海軍の解体しました今日、
我が國の海上における治安維持力は、
皆無と申しても差支ないものでありま
して、このような事情の下に密貿易、不
法入國等はいよゝ増加且つ惡質化す
る傾向を示しております。一昨年の
ように、不法入國等に件つて、コレラ
その他の惡疫の侵入する機会も亦増加
する虞れが多くなつております。
向又海上治安力の薄弱なのに乘じ海
賊的行爲或いは海上における経済事犯
も著しく増加しておるのであります。
これが取締は税関、警察、海運局、検
疫所、水産局等の各機關が、それ〴〵
貧弱な船舶を以て個々のこれを行な
つておるに過ぎず、これら國家社会の
秩序を乱し、又は占領政策に違反する
行爲を抑止し得る決定的な実力機關は
存在していないといつても過言ではな
い状態でありまして、
海上における航海安全及び治安の現
状並びにこの現状を打破しなければなら
ない必要性は、以上申述べました通

りでありまして、ここに特に航海の安
全と、治安維持に仕えることを目的と
する海上保安法案の提出理由がある
のであります。が、このような航海上の
危険と治安上の不安とを除くために
は、先ず以て船艇通信施設その他の巨
大な物的施設の整備を必要とするので
あります。併しこの場合、これらの莫
大な経費と資材とを要する設備を、各
關係行政廳がそれ〴〵の立場から持つ
ことは極めて不経済且つ不合理であり
まして、むしろ一個の行政機關をし
て、航海の安全と海上治安維持のため
に必要とされる船艇その他の施設を一
元的に管理運用せしめ、その一元的責
任の下に、航海の安全と治安維持とに
關する行政事務全般に亘る包括的、綜
合的権限を行使せしめ、税関、検疫所
その他の關係行政廳との關係は、これ
を一般と特殊の關係において、それ
ぞれの目的につき互助應援連絡の方法
によりまして、特殊の立場を尊重しつ
つ一般的立場において、より経済的合
理的、能率的に運営することが、経済
的に財政的にも貧弱な我が國におい
ては最も望ましく且つ有効であること
とは疑を容れないところでありまして、
海上保安法案は、このような観点
からいたしまして、航海の安全、海上
治安の維持という二個の最も重大なる
任務を、我が國現下の経済的、財政的
基礎の上に、最も効果的に達成させよ
うということを目的とするもので、内
容には海上保安と一つ一個の行政官
廳の組織制度に關する官制法組織法た

第二十五部 決算・治安及び地方制度・運輸及び交通連合委員会會議録第二号 昭和二十三年四月五日

568

る面と、海上保安廳及びその職員のうち特定の職員の職務権限に関する制度法の面との二面の規定を中心とし、併せて海上保安制度の運用に関する海上保安委員会関係行政職との共助に関する事項をも、その内容としておるものであります。

何卒慎重に御審議下さいまして御可決あらんことをお願いいたします次第であります。

○委員長(下條廣重君) どうぞ御質問がございませう。

○中川幸平君 運輸大臣の提案理由説明によりまして、海上保安廳の必要なることは分つたのであります。かように大なる外局を併せなくとも、運輸省の機構の改組を以てこれらの機能を發揮することができんという理由を承りたのであります。

又目下我が國は行政機構を徹底的に改革し、殊に大々的の行政整理を斷行して、官廳を成るべく少く、役人の數も成るべく減員せねばならんといふことは國民の世論であります。内閣においても行政整理の調査委員会を組織されてあると存じております。この法案は芦田内閣の行政調査の審議に附けた上で提案されたものであるか。この二点をお伺いいたす次第であります。

○政府委員(山崎小五郎君) 只今の御質問でございますが、官廳を外局にいたしましたことは、一應ある程度大なる機構のようでございますが保安廳の中にあります燈台局と水路局は、現に運輸省の外局としてあるものであります。新たに加りましたものは保安局が加つておりますので、これらの三つの局の構成機能は極めて有機的な關係にございまして、これを有機的に運

営し、却つて燈台が持ちます船舶とか、或いは施設或いは水路の持つておりまする船舶、或いは海上パトロールに使用します船舶施設というものを合理的に使うために、より経済的に使用するために、保安廳という一つの組織を作りましていたうんでございます。その点を御了承願ひたいと思ひます。

○中川幸平君 それからちよつと大臣の御答弁を願つて一つ……

○國務大臣(岡田勢一君) お答ひいたします。御質問の御趣旨は行政整理を必要とする現段階において、かような大なる機構を新たに作ることはどうかといふお話をなされたと思ひます。これは一般の行政整理に対する考え方は、御意見の通りでございますと思ひます。がこの海上保安廳のいわゆる海上の安全と治安維持という問題につきましては別の観点からは非ともこれをやらなければ、國家全体の治安並びに又沿岸におけるいわゆる物資の輸送、國內的の目的のみならず、對外的の關係からいたしまして、貿易、海運の發展上とても棄てては置けない、こういう理由から特に今回この機構を作ることに決定したわけでありまして。尙その他に今日この説明の中に申上げておりますように、日本の海軍が全廢されました今日、沿岸における不法入國でありますとか、或いは密輸入でありますとかいう点につきまして、十分に嚴重に取締らなければならぬ理由があると存じますので、只今山崎政府委員から御説明申上げましたように、他の燈台局とか水路局とかいふのは現在やつておることを差当り附加したということに實際問題としてなつておりますので、こ

ういうことによりまして御了承をお願いしたい、かように考えております。

○中川幸平君 もう一点、審議会のなにかに掛つたのかを……

○政府委員(山崎小五郎君) 行政調査部につきましては、この案ができませんまでに、すでに十分連絡はとつてあります。

○衆議院一君 この海上保安廳法案の審議の前提條件が欠けておるのじやないかといふことを申上げた。先般約三ヶ月、昨年の暮と記憶いたしておるが、私外同僚の数名の議員が紹介者になりまして、請願をいたしておるのであります。それは海上保安廳法案並びに開港港則法案に関する請願であります。請願人は全國地方港灣管理協會の會長をいたしておりますところの東京都知事安井誠一郎君になつております。そうしてこの全國地方港灣管理協會といふものは、現在の大きな港を管理いたしております東京都知事、それから愛知縣知事、大阪市長、それから名古屋市長、靜岡縣知事、宮城縣知事以下秋田縣知事、十府縣知事になつております。その請願の要旨とするところは、政府が準備をいたしております海上保安廳法案並びに開港港則の法案を民主的なものを作らなければいけないといふので、港灣管理者の立場から民主的な法律ができるように、管理者としての体面に基きまして詳細に民主的な要求を記述して、その請願をいたしておるのであります。昨年の暮に請願をいたした、少くも数ヶ月前に請願をいたしておるのであります。今日まで我々はその請願が通つていないのであります。その点につきまして委員長に耳に

どういふことが入つておるかどうかお尋ねしたいと思ひます。

○委員長(下條廣重君) 衆議委員にお答ひいたします。その請願は私聞いておりません。

○衆議院一君 私は當然この民主的な國會の運営として、そういうような請願、特に港灣管理者として東京都知事以下各知事、市長等の永年の體驗に基くところの請願をいたしておりますのに、その請願の吟味もしないで、今日直ちに海上保安廳法案を審議されるというところは、民主的な審議でないといふように私感ぜられるのであります。が、ちよつと先程會議の始まる前に議事部に聞いてみましたところ、目下印刷中などと言つております。そういうふうのやり方では結局民意が反映されないで、一方的に官廳の天下り的に法律案が用意され、それがこゝで可決されるということになりまして、新國會の運営として最も私は適當でないと思ひますが、その点委員長としてどう考へますか、その点お聞き願ひしようか。

○委員長(下條廣重君) 衆議委員にお答ひいたしますが、お考えの通り、先づこ

ういふ請願がありましてならば、その請願について相當研究した後に、この法案は審議すべきだと思ひますが、今海上保安廳法案は急ぎますし、又この請願も正式には受理しておりませんが、お話を通りこの法案を審議する参考資料として、この法案に対する請願を見、並びに必要があれば今お話を通り請願者側の意見も聞くということにしたらどうかと思ひます。

○政府委員(山崎小五郎君) いろいろ御審議の皆様の材料になると思ひますので、この法律案が今日提出になりますに至りますまでの経過を私から御参考までに申上げて置きます。

先程大臣から提案理由に説明いたしましたように、海上保安廳法案が今日出ることになつたのであります。が、もう少し具体的に今までの経過を申し上げますと、大体一口に海上保安と申しますと、海上におきます治安の維持、海上の交通安全の保持といふことになつてございまして。大体從來運輸省といたしましては、海上交通安全の立場から、燈台局或いは水路局の仕事、或る港におきましては港則を置きまして開港港則の仕事をやつております。それから船舶の安全検査、或いは船員の海技免狀、資格書、こういうふうなことを大体交通安全の立場から行政をやつておつたものであります。大蔵省の税関の立場から、海上でも密貿易の取締をやることになつております。治安維持のために水上警察が、これは沿岸或いは港におきます警察事務をやつておつたわけでありまして。農林省は大体漁業法に基く密漁の取締の仕事、或いは船で入つて来る動植物の検査等をや

この点については、前記のとおりである。...

つております。それから厚生省が船で入つて来る検査の仕事は港でやつております。大体これが従来海上におきまして各行政機関がやつておつた仕事でございまして、おの／＼現地に機関を持ち、或いは施設も持つておつたわけでありまして、従来はこれにプラスしまして海軍がございまして、いざという場合には海上におきましてはいづれも海軍に援助を求めますと、海軍が應援するということになつておつたのであります。ところが終戦によりまして海軍がなくなりまして、そこに大きな穴ができて、而も従来海軍に依存しておりましたために、おの／＼皆貧弱な施設で、到底それでは海上の治安が保てないというやうな状況でありました。が、時たま／＼そのときに終戦になりまして、朝鮮の人たちが一時朝鮮に引揚げたのでございまして、朝鮮の情勢が面白くないというやうなことから又どしどし内地に密航を企てたわけでありまして、そのために密貿易の事件も非常に多くなつて参りました。或いは又朝鮮にコレラが流行いたしましたので、コレラが北九州或いは中国の裏の方に蔓延したというやうな非常に憂慮すべき状態になつて参りました。遂に連合軍におきまして昭和二十一年の六月十二日に、コレラ船の取締、密貿易の取締を日本政府でやるべしという指令が出ております。このときに各省集まりましていろいろ考えましたが、やはりこれを取締るためには別々の組織と機関を持つてやつたのでは非常に不経済不合理でありますので、総合的にやつた方がよろしいということになりました。運輸省海運総局の中に、不法入国取締本部というものができたのであ

ります。九州の海運局に不法入国取締部というものができまして、これが取敢えず海運局で持つております船十、四、五艘而もこれはパフボートで余り外に出る能力はございせんが、應急措置といたしまして、これらの船を動員する外、少し補給等もやりまして、現在九州の海運局を中心にして活動をやつてゐるわけでありまして、ところがこれではな／＼／＼廣い海域におきまます取締は決して十分ではありません。いろいろ連合軍と相談をいたしました結果、昭和二十二年の四月二十二日に向うから再び指令が出まして、今まで第二復員局が持つておりました特務艦隊及び特務掃海艇を三十八隻この海運総局のため引渡す、これによつて今指令をしたコレラ船及び密貿易その他海上における海難の救助、いろいろこういう仕事をやれという指令が来たのであります。勿論これは必要なるときにはいつでも連合軍に引渡すという條件は附いてございまして、現実今まで殆んど私の方で仕事をやつております。そういうことになりました。臨時に一應の應急対策を取つたわけでございますが、先程から大臣が申しましたやうに、海軍なき後の日本の海上の治安ということは、極めて日本といたしましては重大なる問題でありまして、これを如何にしてやつて行くかというのをいろいろ我々の海の立場におきましても考究をしておつたわけでありまして、時たま／＼皆様も御承知と思いますが、ワシントンから日本警察制度の改革に対する調査研究の使命を帯びてペンタゴン一行が見えたわけでありまして、その中にミースという大佐がおりまして、これが日

本の海上保安の制度の調査研究をされまして、向うレポーターを出される使命を帯びてやつて来たわけでありまして、この方はそれ以来約一年半……最近向うへ帰られました。日本の各地、南は九州の鹿児島から北は北海道まで具さに港或いは港湾の状況全部を实地に調査研究されまして、ミース大佐のレポーターが連合軍の方へ出されたわけでありまして、こういうやうな状況であつたのでございまして、日本政府といたしまして、先程申しました三十八隻の船を貸しまして、これを本當に活動させ、更に日本海上全体の治安に當る。特に海難等が相当多いのでございまして、密貿易、不法入国以外、いろいろの海上の事犯を取調べるために、どうしても本格的な制度組織を作らなくてはならないということになりました。丁度吉田内閣の最後の閣議におきまして、海上保安廳を設置するという閣議決定がされたわけでありまして、これには先程申しましたやうに運輸省の外局に海上保安廳を置いて、保安局の外に水路局、燈台局等を入れる。更にこの保安廳には船舶乗組員についてその取締を執行するに必要な権限を持たせる。その外にこういう保安廳を作つた場合に、水上とか税関とかの關係は如何にして調整するか、こういうことは別途に決めるということになつておりますが、一應そういう閣議決定は、吉田内閣の最後の閣議のときに決まつております。これが結局やはり向うのGHQとも十分連絡が必要でありますので、その線に従ひましてGHQと折衝をしたのであります。これが向うに申請になりました。更に向うから日本としてこれを実行するためのど

ういふ法律が必要であるか、その法律案の内容を向うで持つて来るように命ぜられまして、その法律案の内容を持つて行つたのであります。これが大体今日できております法律案の骨子であります。最初持つて行つた案よりも相当變つておりますのは、いろいろ海上保安廳の組織のケール、船の量とか人間の数とか、それから今までの制度は、海上保安廳というものができて、各省はそれ／＼海上において出先機関でやる船を持つたり或いは漁業監視官を置くことになつておりました。が、海上保安廳を作つたら、やはりアメリカのコスト・ガード式に成るべく合理的にやつたらよろしい。一艘の船を動かしますと相當の経費が掛かるのを持つておきますと、非常に國家経済的に不経済である。同時に又財政豊かでないのも、皆貧弱で、結局二重を追う者は一重を得ず、よい組織ができないうもの、アメリカのごとき非常に物質の豊かな所でも、こういう海上の取締といふものは一元的にアメリカのコスト・ガードでやつておる。経済的に行くやうにやつておる。それから取締られる船の立場からいつても各省がばら／＼に行きよりも、成るべく船が港に着いたときに、できるだけ一艘の船で行つて、成るべく早く検査の仕事にして、或いは税関の仕事にしても、その他の仕事につきましても窓口一本式にやつて貰いたいという要求もございまして、折角こういう海上保安廳を作るならば、徹底的に合理的なものにやつた方が日本の國全体のためによろしい。こういうやうな向うからの強い忠告も

指導もありまして、我々から申しますと、非常に理想的な海上保安廳というものになつたわけでありまして、こういうわけでも、各省共いろいろ審議しまして、いろいろ意見もありました。それからその意見に基きまして、更にGHQとも折衝をいたしまして、向うの意見も十分斟酌いたしました。今日の法律案になつておる次第でございまして、大体この正式のアル・バルが参りましたのは、三月二十九日でございます。あと保安廳の方におきまします組織、機構或いは業務の内容とか、いろいろの構想につきましては、又次の機会に御説明申し上げます。以上保安廳法案がここに出来ました。今までの経過を御説明申し上げて置きます。

○小泉秀吉君 今の政府委員の御説明によると非常に理想的なものができたので、御同様に堪えないのであります。が、事実漁業監視船というやうなものも保安廳で一元的にやるし、税関の海上の捜査、検査、水上というやうなものも、全部やはり保安廳の統制下にあるのであります。この法案を見るに、私はそういうやうなものが支離滅裂といひますか、何か噛み合せがはつきりできていないやうに思ふのですが、その点御説明とこの法案との關係をはつきり伺いたいと思ひます。

○政府委員(山崎小五郎君) その点を詳しく申し上げますと大体海上におきまして一切のやうな取締は、この保安廳が原則的にやる、こういうことになつております。ただ水上警察との關係におきましては、これは國家警察本部の方から御説明があるとはつきりすると思ひますが、我々が承つておりま

するところでは、國家地方警察には或る程度の船を持たせる。これは陸上の警察を執行する立場から考えて見ても、犯人が海上に逃れたとき追いつけて出ること、或いは沿岸附近に追いつておるやつを取押さへもできないというようなことはおかしいから、持たせる。國家警察についてはこの船を持たせるかどうかという点については、まだ何か向うと御折衝のようでありましたが、我々の立場としては、そういう立場でこの國家警察の方とはその地域においては協力してやるということになつております。

それから漁業監視船につきましても、農林省の方で持つておられます。漁業の調査とか、そういう警察目的でない船は、これは当然お持ちになるのは差支えない。警察目的のための、例えば密漁の違反とか、そういうようなことは全部こちらでやることになつておりますが、ただ例外的に協定ができておりますのは、捕鯨などの船に農林省の密漁監督官が乗つて行かれて、その捕鯨をやります地域で、いろいろ外國との條約の締結の問題とかをやる人が、同時に又その條約に基づいて、その條約違反等を犯す船を監督するとか、或いは取押さへるといふようなことは、これも例外的にやられることは差支えないということ、一應これは了解がついております。

それから税関につきましても、大體海上におきましては、この保安官が一應の取押さへをやることになつておりますが、ただ港の岩壁に着いておる船、或いは岩壁のすぐ側に着いておる船等に税関が出られるということは、陸上の延長ということでは差支えないのじやないかというところで、一應話はついでしております。

それから第二には、自治体の管理、たしてあります港灣、國港でない港であります。この港におきまするいろいろの措置は、今日いわゆる地方自治権が擴張され、又自治警察をも置かれたという場合におきましては、むしろその部分に信頼を持つて委されて、その國家と地方との結び付きの部分を、如何なる点において能率的に合理的に且つ實際的に処理するかということが最も要点であるように思ふのであります。先程陳情書のお話がありました。或いは名古屋の港でありますとか、大阪にいたしましても、そういう港は、港灣の建設から一切のことを、いわゆる地方公共團體がやつておるのであります。かようなものの運営については、むしろ地元の実情に通じておるのは地方公共團體であると考え、それと國家との折衝といふものは、改めて別の見地から結び付けるべきであつて、かような水と陸との警戒等を直ちに分けるということが果して能率的でありや否や、経済的でありや否や、効果的でありや否やといふ点を疑ふのであります。この二点についての御見解を承りたいと思ひます。

○政府委員（山崎小五郎君） 第一点の水上警察との關係でございますが、これは先程から申しましたように、原則的には海上保安廳がやるのでございまして、通念上陸地に直屬しておる所は、地方警察から出られることを決して排除していません。いろいろ、その具体的協力の關係、或いは一時的責任をどちらが持つかといふような点につきましては、これは具体的に國家警察本部とも決めることに突はなつておりますが、そういうことで全然陸地の警察が海上に出ることを排除していませんので、御了承を願ひたいと思ひます。

それから第二の港長事務を地方でやらした方がよいのじやないかという御意見でございますが、これは確かに一つの意見でございます。從來我々もそういう考へておりましたのでございまして、大體我々がいろいろ警察制度の改善に關しまして關係方面から聞いておりますことは、いつも警察といふものは常に独立しておらなければならぬ。その港の經營者が同時に警察権を持つといふことは非常に封建的である。結局警察といふのは港の管理者とその港のサービスを受ける利用者との中間におつて、常に独立しておつて、両者の間の調節を図つて行くといふのが警察の立場であつて、警察を經營者と同じ人がやる、或いは同じ機關がやるということはいけません。このこと、警察は独立しなければいけない。陸上におきまする警察は主として司法警察をやることに専念することになつたのもそういう御趣旨ではないかと思ひますが、そういうことから港長といふものは港の經營者から独立しなければならぬ。第二点に獨立しても地方機關として、地方の港長として持つことが考えられるのであります。この点は大體警察制度をいろいろ考究されましたときにも、海上の警察といふのは少し陸上の警察と趣を異にいたしまして、余り細かく地域的に分けるといふことは、却つて不経済であり、不合理であるといふことになつたのであります。例えばそのために別々の取締の船を持つといふことも不経済なことではございませう。或いは一つの港から出た

船が轉々として他の地域に、警察の地域の及ばない港にも動いて行くのでありまして、或るAの港における港長が許可した船がBの港に行つていろいろ違反の事件を起したり、或いは爆発物何かの輸送などをやつた者が問題を起すといふことになりまして、取締の対象が一地域に限らないで、廣く交通してありますので、二つの点から海上の警察といふものは、地域警察を主としなくて、國家警察に一元化した方がよい、合理的である。アメリカの長い経験においてもそういうことになつたのであります。アメリカの長い民主國においても、海上警察は國家警察でやつておる、又それが成功しておるというところで、日本の今度の海上保安廳も國家警察として國家で一元的にやる。そういういたしますと、その下部機關である港長が地方機關になりますと、指揮或いは責任の点におきまして非常に不明確になりますので、全部港長といふものは海上保安廳の職員にすべきであるという結論になつた次第であります。

○大隅重三君 海上保安廳の設置につきまして先程大臣から承りまして、予め分つておりますが、この法案がまだ各委員会共審議もしないうちにいきなり合同委員会においてこれを決めたのです。併しこれは關係方面との御關係もあると思ひますから、お差支ない範圍を御説明を承りたいと、かように考へております。

○委員（下條廉吉君） お答えいたしますが、先づ關係のあります委員会が連合委員会を開きまして、質疑をいたしまして、いろいろまあ話し合ひをした

ないからということ、一應話はついでしております。そういうことでこの法案は、運用の問題でいろいろ問題はあります。思ひますけれども、法案自体としては非常に徹底した案になつておると思つております。

○中井光次君 大體の御説明を承りましたが、法案そのものは極めて合理的に又徹底的に構成されておるよう思ひますが、併しながら實際の点が、これで果してよいのであるかどうかという疑問の点があります。それは即ち、先程からお話がありましたように、水上警察、それから自治体の自治権の擴張との問題の折衝、先づ第一にそれでありまして、水面と陸上とを截然と分けてしまふということが、只今いろいろ御説明もありましたが、果して實際に通じておるか、能率的であるかといふことは、多大の疑問があるように思ふのであります。私共實際に或いは港の実情を見たり、或いは地方に出て参りまして、例えば土佐の室戸灣なら室戸灣といふ極く入つた灣のように入江の川とも交りない、つまり高知市内にある灣を考へて見た場合に、日本全体の沿岸海上を保安するための組織がそういう末端の細かい所まで入つて行くことがよいのであるかどうかといふことについては、非常に疑問を持つておるのであります。即ち水上警察は、その部分においては水上警察に委して、大まかなる日本國全体の海上保安の問題を捉へるといふことにおいて力を盡すという方向に行つた方がよいのではないかといふふうに思ひます。この点についてのお考えは、どういふふうにお考えになつておられますか伺ひたいのが一つであります。

それから第二には、自治体の管理、たしてあります港灣、國港でない港であります。この港におきまするいろいろの措置は、今日いわゆる地方自治権が擴張され、又自治警察をも置かれたという場合におきましては、むしろその部分に信頼を持つて委されて、その國家と地方との結び付きの部分を、如何なる点において能率的に合理的に且つ實際的に処理するかということが最も要点であるように思ふのであります。先程陳情書のお話がありました。或いは名古屋の港でありますとか、大阪にいたしましても、そういう港は、港灣の建設から一切のことを、いわゆる地方公共團體がやつておるのであります。かようなものの運営については、むしろ地元の実情に通じておるのは地方公共團體であると考え、それと國家との折衝といふものは、改めて別の見地から結び付けるべきであつて、かような水と陸との警戒等を直ちに分けるということが果して能率的でありや否や、経済的でありや否や、効果的でありや否やといふ点を疑ふのであります。この二点についての御見解を承りたいと思ひます。

○政府委員（山崎小五郎君） 第一点の水上警察との關係でございますが、これは先程から申しましたように、原則的には海上保安廳がやるのでございまして、通念上陸地に直屬しておる所は、地方警察から出られることを決して排除していません。いろいろ、その具体的協力の關係、或いは一時的責任をどちらが持つかといふような点につきましては、これは具体的に國家警察本部とも決めることに突はなつておりますが、そういうことで全然陸地の警察が海上に出ることを排除していませんので、御了承を願ひたいと思ひます。

それから第二の港長事務を地方でやらした方がよいのじやないかという御意見でございますが、これは確かに一つの意見でございます。從來我々もそういう考へておりましたのでございまして、大體我々がいろいろ警察制度の改善に關しまして關係方面から聞いておりますことは、いつも警察といふものは常に独立しておらなければならぬ。その港の經營者が同時に警察権を持つといふことは非常に封建的である。結局警察といふのは港の管理者とその港のサービスを受ける利用者との中間におつて、常に独立しておつて、両者の間の調節を図つて行くといふのが警察の立場であつて、警察を經營者と同じ人がやる、或いは同じ機關がやるということはいけません。このこと、警察は独立しなければいけない。陸上におきまする警察は主として司法警察をやることに専念することになつたのもそういう御趣旨ではないかと思ひますが、そういうことから港長といふものは港の經營者から独立しなければならぬ。第二点に獨立しても地方機關として、地方の港長として持つことが考えられるのであります。この点は大體警察制度をいろいろ考究されましたときにも、海上の警察といふのは少し陸上の警察と趣を異にいたしまして、余り細かく地域的に分けるといふことは、却つて不経済であり、不合理であるといふことになつたのであります。例えばそのために別々の取締の船を持つといふことも不経済なことではございませう。或いは一つの港から出た

船が轉々として他の地域に、警察の地域の及ばない港にも動いて行くのでありまして、或るAの港における港長が許可した船がBの港に行つていろいろ違反の事件を起したり、或いは爆発物何かの輸送などをやつた者が問題を起すといふことになりまして、取締の対象が一地域に限らないで、廣く交通してありますので、二つの点から海上の警察といふものは、地域警察を主としなくて、國家警察に一元化した方がよい、合理的である。アメリカの長い経験においてもそういうことになつたのであります。アメリカの長い民主國においても、海上警察は國家警察でやつておる、又それが成功しておるというところで、日本の今度の海上保安廳も國家警察として國家で一元的にやる。そういういたしますと、その下部機關である港長が地方機關になりますと、指揮或いは責任の点におきまして非常に不明確になりますので、全部港長といふものは海上保安廳の職員にすべきであるという結論になつた次第であります。

○大隅重三君 海上保安廳の設置につきまして先程大臣から承りまして、予め分つておりますが、この法案がまだ各委員会共審議もしないうちにいきなり合同委員会においてこれを決めたのです。併しこれは關係方面との御關係もあると思ひますから、お差支ない範圍を御説明を承りたいと、かように考へております。

○委員（下條廉吉君） お答えいたしますが、先づ關係のあります委員会が連合委員会を開きまして、質疑をいたしまして、いろいろまあ話し合ひをした

ないからということ、一應話はついでしております。そういうことでこの法案は、運用の問題でいろいろ問題はあります。思ひますけれども、法案自体としては非常に徹底した案になつておると思つております。

○中井光次君 大體の御説明を承りましたが、法案そのものは極めて合理的に又徹底的に構成されておるよう思ひますが、併しながら實際の点が、これで果してよいのであるかどうかという疑問の点があります。それは即ち、先程からお話がありましたように、水上警察、それから自治体の自治権の擴張との問題の折衝、先づ第一にそれでありまして、水面と陸上とを截然と分けてしまふということが、只今いろいろ御説明もありましたが、果して實際に通じておるか、能率的であるかといふことは、多大の疑問があるように思ふのであります。私共實際に或いは港の実情を見たり、或いは地方に出て参りまして、例えば土佐の室戸灣なら室戸灣といふ極く入つた灣のように入江の川とも交りない、つまり高知市内にある灣を考へて見た場合に、日本全体の沿岸海上を保安するための組織がそういう末端の細かい所まで入つて行くことがよいのであるかどうかといふことについては、非常に疑問を持つておるのであります。即ち水上警察は、その部分においては水上警察に委して、大まかなる日本國全体の海上保安の問題を捉へるといふことにおいて力を盡すという方向に行つた方がよいのではないかといふふうに思ひます。この点についてのお考えは、どういふふうにお考えになつておられますか伺ひたいのが一つであります。

それから第二には、自治体の管理、たしてあります港灣、國港でない港であります。この港におきまするいろいろの措置は、今日いわゆる地方自治権が擴張され、又自治警察をも置かれたという場合におきましては、むしろその部分に信頼を持つて委されて、その國家と地方との結び付きの部分を、如何なる点において能率的に合理的に且つ實際的に処理するかということが最も要点であるように思ふのであります。先程陳情書のお話がありました。或いは名古屋の港でありますとか、大阪にいたしましても、そういう港は、港灣の建設から一切のことを、いわゆる地方公共團體がやつておるのであります。かようなものの運営については、むしろ地元の実情に通じておるのは地方公共團體であると考え、それと國家との折衝といふものは、改めて別の見地から結び付けるべきであつて、かような水と陸との警戒等を直ちに分けるということが果して能率的でありや否や、経済的でありや否や、効果的でありや否やといふ点を疑ふのであります。この二点についての御見解を承りたいと思ひます。

○政府委員（山崎小五郎君） 第一点の水上警察との關係でございますが、これは先程から申しましたように、原則的には海上保安廳がやるのでございまして、通念上陸地に直屬しておる所は、地方警察から出られることを決して排除していません。いろいろ、その具体的協力の關係、或いは一時的責任をどちらが持つかといふような点につきましては、これは具体的に國家警察本部とも決めることに突はなつておりますが、そういうことで全然陸地の警察が海上に出ることを排除していませんので、御了承を願ひたいと思ひます。

それから第二の港長事務を地方でやらした方がよいのじやないかという御意見でございますが、これは確かに一つの意見でございます。從來我々もそういう考へておりましたのでございまして、大體我々がいろいろ警察制度の改善に關しまして關係方面から聞いておりますことは、いつも警察といふものは常に独立しておらなければならぬ。その港の經營者が同時に警察権を持つといふことは非常に封建的である。結局警察といふのは港の管理者とその港のサービスを受ける利用者との中間におつて、常に独立しておつて、両者の間の調節を図つて行くといふのが警察の立場であつて、警察を經營者と同じ人がやる、或いは同じ機關がやるということはいけません。このこと、警察は独立しなければいけない。陸上におきまする警察は主として司法警察をやることに専念することになつたのもそういう御趣旨ではないかと思ひますが、そういうことから港長といふものは港の經營者から独立しなければならぬ。第二点に獨立しても地方機關として、地方の港長として持つことが考えられるのであります。この点は大體警察制度をいろいろ考究されましたときにも、海上の警察といふのは少し陸上の警察と趣を異にいたしまして、余り細かく地域的に分けるといふことは、却つて不経済であり、不合理であるといふことになつたのであります。例えばそのために別々の取締の船を持つといふことも不経済なことではございませう。或いは一つの港から出た

船が轉々として他の地域に、警察の地域の及ばない港にも動いて行くのでありまして、或るAの港における港長が許可した船がBの港に行つていろいろ違反の事件を起したり、或いは爆発物何かの輸送などをやつた者が問題を起すといふことになりまして、取締の対象が一地域に限らないで、廣く交通してありますので、二つの点から海上の警察といふものは、地域警察を主としなくて、國家警察に一元化した方がよい、合理的である。アメリカの長い経験においてもそういうことになつたのであります。アメリカの長い民主國においても、海上警察は國家警察でやつておる、又それが成功しておるというところで、日本の今度の海上保安廳も國家警察として國家で一元的にやる。そういういたしますと、その下部機關である港長が地方機關になりますと、指揮或いは責任の点におきまして非常に不明確になりますので、全部港長といふものは海上保安廳の職員にすべきであるという結論になつた次第であります。

○大隅重三君 海上保安廳の設置につきまして先程大臣から承りまして、予め分つておりますが、この法案がまだ各委員会共審議もしないうちにいきなり合同委員会においてこれを決めたのです。併しこれは關係方面との御關係もあると思ひますから、お差支ない範圍を御説明を承りたいと、かように考へております。

○委員（下條廉吉君） お答えいたしますが、先づ關係のあります委員会が連合委員会を開きまして、質疑をいたしまして、いろいろまあ話し合ひをした

の延長という事で差支ないのじや

るか伺いたいのが一つであります。

ります。そういうことで全然陸地の

ございます。或いは一つの港から出た

しまして、いろいろまあ話し合をした

あと後に、決算委員会これを決定することになっておりますので、決定前に関係の深い委員会と連合して審査をしようというわけでありまして、これは別に連合国の関係じゃないのであります。審査上必要があるから決算委員会からお願ひして連合委員会を開いて頂いたわけでありまして。

○大開審二番 この法案は私共運輸交通の委員会としても相当審議の余地があるのじやないかと思つてあります。それが私共各委員会でもまだ審議をしないうちに、この合同委員会を決めるということがちよつと私には分り兼ねるのであります。

○委員長(下條廣重) 審議の順序はこの法案は決算委員会に付託されたのであります。決算委員会の立場は大体行政機構というより全般的の見地と、並びに機構自体の性格というより質はやはり治安地方並びに運輸というより内容的に關係のある委員会の方にも御研究願つた方がよいという意味で連合委員会を開いたのであります。ここで初めて審査が始まるのであります。その前にそれを御研究になることは法案の審査上大変望ましいことであると思います。付託された法案についての審査はこれから始まるわけでありまして、ここで御質疑を願ひたいと思ひます。

○小林勝馬君 先程から本法案の内容その他いろいろ承つておりますが、只今中井委員から御質問の「港と河川の境界は、別に法律でこれを定める」とありますが、大体現在政府の抱いておられる御意向を具体的に承りたい。尙その次にお伺ひしたいことは、こ

の本法案を拜見いたしますのに、制限事項が非常に多い。これからいろいろ進歩して行く状態におきまして、例えば監視船の速力が十五ノットを超してはいけません。こういうような制限が非常に多い。これに対する政府の考えを承りたい。

尙只今山崎府委員の御説明に港長の問題がございましたが、この港長の権限その他につきましては港則法によるというように相成つておりますが、この港則法の概念その他御説明願ひたいと思ひます。只今お話のございまして、この港長というものは、この海上保安廳の港長はいわゆる保安に關することのみを掌る港長なのか、港全体の港運の全般を掌るものなのか、全般を掌るものであれば港長の名称も適當であると思ひますが保安關係の警察行政を担当するものに対しては港長という名称を與えられないことは、全般的にこれを掌るといふような觀念を持つものでございまして、この点を詳細に御説明願ひたい。尙又この港則法の案その他ございすれば、全員に御配付願ひたいと思ひます。

○政府委員(山崎小五郎君) 先ず港の地域を港域で定めるところでございしますが、これは從來開港港則という勅令がございしますが、いろいろ港については法律の規律の対象になりますので、その港域を勅令で定めるところの是非立憲的だということ、今度港則法というものが出来ることになったのであります。大体從來も開港港則法では、この開港港則で港域がすでに定まつておるのであります。それからただ開港でない港におきましても、府縣等で大凡大港港則というものは定まつ

ておりますのでございしますが、それらの定め方が港々でメートルでやつておる所もあれば日本港の里や間であつておる所もありまして、非常にまちまちで不体裁で困るということでございまして、これを整理いたしまして港域法というものを近く議院に御提出御審議を願ふことになつております。今具体的には地方の海運局、府縣等で、地方的にはいろいろ案を作つておりますので、十分地方の事情を加味して港域というものが定まるということになつております。それから海上保安廳のいろいろ船の速力とか、総トン数とか制限の問題でございしますが、これもまあ海上の治安をやるいろいろの立場から申しますと、決して十分ではないと思ひますけれども、先ずスタートにおきましては、余り大きなことを一挙にはできませんので、第一段階、第二段階として或る程度軌道に乗れば、仕事に馴れ、それから又必要があれば大きくするということ、実情に應じてやつて行きたいと思ひます。

それから最後に港長の問題でございしますが、港長は決して港の管理までやるのでありません。鮑くまでこれは交通警察をやるのが仕事でありまして、管理者の仕事は鮑くまでこれはポート・ディレクター、ポート・マネージャーという、鮑くまで経営者としての立場の機関があるのであります。鮑くまで警察としての交通警察をやる。港則法は一種成果ができておりますが、ただ印刷の關係がございまして、今ここで直ちに御配付することはできませんのであります。印刷をいたしましてお手許に出すことはいたしたいと思ひます。これは大体港におきましては、一

般海運と違つていろいろの交通上の取締の規則があるのであります。いろいろ船が出る時、入るとき、或いは左側を通れ、右側を通れ、或いは航路の中を横切つてはいけませんとか、交通取締は衝突予防のために、いろいろ規定しておりますが、そういうことを規定しております。

○小林勝馬君 只今制限の問題については実情によつてその都度変えられるというように承つたのでございしますが、然らばここで制限を法案の中に織り込む必要がなせあるか、制限をしなくてもいいじやないか、かように思ひます。ございしますが、この点を尙御説明願ひたい。

それから港則法の港長の問題でございしますが、交通並びに警察行政のみ扱うのに港長という名称は不適当じやないかと私共は思ひます。従来各港には港長事務所等ございまして、全般を担当してゐる者が港長として現存しておるのに対して警察行政並びに交通取締をやるだけの海上保安廳の出先として港長という名称をこの際改むべきじやないかとかように思ひます。ございします。

尙港則法の問題でございしますが、港内における右を通れ、左を通れという問題だけだという御言葉でございしますが、ブイとか、指定諸地とかいろいろな關係も港則法にあると思ひます。そういうものも港長にやらせる意思か、それともそういうものは自治体に御一任になるのですか。

○政府委員(山崎小五郎君) 先ずスタートの問題でございします。これはまあスタートにおきまして、三年掛かるか分

りませんが、いずれにしても半分は一應これで私にはよろしいと思ひます。まして、まあこの法律の條文で間に合わなくなつたときには、そのときに改正するようにして貰うように努力すべきだと思ひます。

それから先程の港長の問題でございしますが、港長という名称の問題になります。これはいろいろ議論が立つと思ひますが、從來からもういろいろの港長と申しておりまして、どうもこれを今急に變えなくちやならんという特別な理由もないように私は思ひますのであります。

○小林勝馬君 そうじやないのです。今までは港長は全般的のものを掌るから港長という意味が必要なんです。が、併し只今御説明の交通取締並びに海上保安に關するものに対して港長という名称を付けるのはいかんというわけです。今までは港長という名称を今更だうというお話は意味が違つじやないかと思ひます。海上保安の問題と取締りというだけに対して港長という名称を與えるということは、港全般を取締つておる、今までの地方公共團體でやつております港長と一緒の名前になつて、いわゆる全般を取締るような名称にはならないかというのであります。だから交通取締りだけの長としての名称を別個に二十一條においては作るべきじやないかというのが私の意見なのであります。

尙この港則法が今用意してないというお話でございしますが、昨日も一昨日も大久保監視本部長におかれては、この審議をするまでに港則法その他今後これに關連した一切の案を皆さんに

御配付するといふ約束になつております。今用意してないといふお話ですが、直ちに取寄せて頂きたいと思つてございませう。まだ御質問申上げたいことは多々ございませうが、一應それを伺いたいと思ひます。

○政府委員(山崎小五郎君) 今までの港長といふのは決して港の管理者的な仕事をやる建前にはなつていないのであります。それから今のあの港則法は余部が実は沢山ございませうので、できるだけ早く用意いたしますが、取敢えず必要な分は今後の会議にでも取寄せましてお出ししたいと思ひます。

○新谷實三郎君 大体法律案の提案理由なり、経過なりを伺ひまして、大体のところは了承したのでありますが、先程來の中井委員や小林委員の御質問に關連いたしまして、もう一應確めて置きたいことは保安廳の権限についての地域的な限界はどこであるかということでございます。いろいろ御説明がございましたが、國家地方警察なり自治体の警察で、陸地に接続しておつて陸地の延長と認められるような水域におきましては、これは警察が關與してもよろしい、取扱つてもよろしいといふような御説明があつたのであります。

併しこの海上保安廳がございまして、一應その組織権限が決まるということとは、結局地域的にもどが保安廳の管轄の範囲内、どが警察の管轄の範囲内であるといふことが一應決まつて、然る後に相互共助で、お互いに接続しておる部分につきまして如何なる共助の方法を採るかといふ第二段の問題になるように考えるのであります。初めから或る一定の水域は、これ

は両方の警察の管轄に屬する、どちらがやつてもよいといふようなことは、非常に権限を紊りますし、従つて責任の歸趨を明らかにし得ない憾みがないかと思ひます。その点につきまして尙一應御見解を伺つて置きたいのであります。

それから、これも小林委員の御質問に關連して伺ひますが、二十一條の第二項によりまして、港長は港則法に規定する事務を掌る。港則法の内容とは別として、一應港則法といふものは御説明によつてまだ成立していない法律であります。それがここに特に港則法といふふうになつておられますのは、結局五月一日までは必ず港則法が出るという前提でお書きになつたものであります。若し五月一日までに施行されない場合にはその「港則法に規定する事務を掌る」といふのはどういふことになつてくるのか。現在の開港港則法といふことになるのではないかと申すのであります。全然提案もされない、まだ成立してない法律の名前をこれにお書きになることは、多少異例ではないかと思ひます。多分、その点についての御見解も伺つて見たいのであります。

それから序でありますから一、二細かい点でちよつと質問させていただきますが、この第三條で海上保安廳の職員はすべて國家公務員法の定めるところによるということになつております。保安廳の仕事の内容を見ますと、例えば燈台局の仕事のごとき、これは現在でも特殊の現象として扱つておる仕事であらうかと思ひます。今、この公務員法の定めるところによりまして、一般の行政官廳の公務員と同じ

じやうになりますと、例えば任用でありますとか、今後の登用でありますとかいふことにつきまして、一般の規定が適用せられます結果、非常にこれらの職員の人事につきまして実情に即さない結果を招来するのではないかと申すのであります。この点につきましての御見解も伺ひたいのであります。尙細かい点は他の機会に譲りまして、一應その三点について御説明願ひます。

○政府委員(山崎小五郎君) 今の陸上の警察と海上保安廳の地域的な限界は、飽くまで先程申しましたように原則的には陸と海との境であります。ただこの陸地の勢力範囲に屬するようなら、陸上からも出て來ることを排除することはないといふことになつておるのであります。建前は一應そうなつております。それから今の港則法は、これは大体現在の開港港則法が五月の二日までしかございせんので、どうしても五月一日までは議會へ提出をして御審議をお願いと思つております。今も大体事務的な点で話がついておりますが、ただ事務的な話がつかないのは、港につきましていろいろ問題があるやうでございませうが、その港則法の内容自体については余り問題はな

いのであります。それから公務員法の問題でございますが、これは今でも燈台の官吏は一般の官吏と同じ服務規律なり人事規程に従つておるのじやないかと思ひます。が、ただ、現象としての特殊なことは、その公務員法の精神に反しない限りにおいてやることはちよつとも差支えないと思つております。

○新谷實三郎君 大体分りましたが、

尙もう少し細かくなりますが、先程御説明の地方の水上署との關係であります。水上署といふのも、水上署といふ特別の警察署がある所もありますし、その水上署のない所では、一般の警察署におきまして水上の係官がおつて、實際にここに書いてあります海上保安廳の権限に屬するやうな水上の治安維持に當つておられると思ひます。それはこの海上保安廳がございすれば、この長官の管轄下に置かれるのであります。身分上ではあります。ん、仕事の系統であります。水上における治安維持なり海上安全といふことにつきましては、水上係官は保安廳の長官の指揮下において働くことになつておられますかどうですか。この点をもう一点伺ひます。

○政府委員(山崎小五郎君) 大体從來水上警察では、港や沿岸におきます司法警察以外に、いろいろ交通警察的なことをやつておられたわけでありませう。例えば船の營業取締をやるとか、いろいろ沢山そういう問題がありましたが、そういうものは全部今度は港長がやるということになつております。ただ港長と申しますか、或いは保安廳の官吏がやるということになつております。それでただこの警察として水上へ出てやられるのは、司法警察の執行であります。これはまあ地方の水上警察がなくなるかどうかといふことは、私は存じないことで、警察關係、陸上の警察關係の方の責任者から御答弁を承つて頂きたいのであります。我々として聞いておられますのは、地方警察には或る程度の船は持たせるといふことは聞いておるのであります。その船が大体活動する範圍

は、先程申しました陸地に接続しております陸地の勢力範囲と考えるやうな地域である。それから、船の大きさ等についても、港に近い、或いは沿岸に近い所であれば、大きい船は必要でない。大きい船は保安廳に渡して、その代り適當な小さい船をこちらの方に渡したらどうかといふやうないろいろな意見があるやうであります。こういう点ははつきり具体的に決まつておりませんが、考えまして、そういう考へ方になつておるといふことだけ一應申上げて置きます。

○委員(下條康重君) それでは一應お休みなさいと思ひます。午後一時から開会いたしたいと思います。休憩いたします。

午後零時九分休憩

午後一時四十一分開会

○委員(下條康重君) それでは午前

○岡本義祐君 私は新谷委員、中井委員から午前の會議で御質問があつたその点に連關してお尋ねしたいことがあります。これは運輸省なり國家警察本部なりの政府委員から御答弁をお願いしたいと思います。

治安及び地方制度委員会におきまして、第三國人の犯罪關係を調査いたしましたそのときに、例えば朝鮮人の密入國者の調べといふものの提出を求めまして、昭和二十二年一月から十二月における密入國者の数を調べて見ると、それが六千六百五十七人もある。その中で検挙したものが五千九百九十八人、逃走したものが千四百六十七人といふやうなことになつております。つまり密

入國者についてだけ見ても、従来の海上取締が大いに欠けるところがあつたといふことができるのであります。それでこの海上保安廳というものを置かれまして、こういう犯罪を絶滅するといふ政策を強化せられることは私は非常に賛成であります。併しこの法律案は、條文を通じて見ますと、なかなか疑問の点が多いのであります。その第一点、先程御委員から御指摘のあつた点であります。政府委員の御答弁によりますと、海上はそれがたとえ湾であつても、港であつても、海峡であつても、それは第一次的には海上保安廳の責任である、こういうふうな御答弁であります。ただその陸地の勢力範囲に属する水域については、國家警察なり自治體警察が犯罪の檢察に當つて支ないのだ、つまり第一次責任は海上保安廳だが、そういう陸地の勢力範囲に属する水域については、共管であるといふふうな御答弁であつたと記憶いたします。その点間違ひがないかどうか、それを第一に確かめ、又國家警察本部においてもそれと同様の見解を持つておられるかどうか、その点を確かめて置きます。

そこで若しその通りだといふと、國家地方警察の方に委ねて、例へば廣島縣では廣島縣に属するといひますか、廣島縣の陸地に接する海面、瀬戸内海の一部であります。この海上警察、水上警察といひますか、それを管轄いたしますために統一的に管月町、吳市から一衣帯水の倉橋島にあります管月町に廣島縣の水上警察を置いておる。そうするとその水上警察は、廣島縣の海面を全面的に管轄いたしておりますから、ここに海上保安

廳との關係で、おかしなことができて来るのであります。この点はどういふふうな考へておられるか。これは両方からお答を願ひたいと思ひます。高知縣の方では、高知縣の陸地に沿つておる水域といひますか、沿岸水域といひますか、それを三分しまして、そうして安藝町、それから高知市、須崎町、この三ヶ所の國家地方警察署の警察事務として、その三分しまして高知縣の水面を管轄する。水上警察事務を普通の地方警察の場に属させておられます。この方は、午前政府委員が御答弁になつた点、第一次的には海上保安廳だといふのと、大して抵觸はないように思ひますが、廣島縣の場合には、確かに抵觸して来るのじやないかと思ひます。高知縣のような場合だと、或いはその警察署に属しておる警察官を、海上保安廳の保安官に業務させるというふうなことで解決がつくのをもう少しはつきり両者から御答弁を願つて置きたいと思ひます。第一点はその問題。

それから第二点は、これは字句の末になります。第一條に「港、湾、海峡その他の日本國の沿岸水域において海上の安定を確保し、このいふに書き分けてあり、それから第七條に各号がありまして、第十号に「沿岸水域における巡視警戒に関する事項」とあり、第十一号から第十三号までには「海上における」とあつて、これにも「沿岸水域における」と「海上における」と書き分けてあるであります。これはどういふ意味があるのか。この第十号は「海上における巡視警戒に関する事項」ではなないけなないのか。これだ

けが「沿岸水域」とある理由を御説明願ひたいと思ひます。それから第三点は十七條であります。これは海上保安官がその職務を行ふため必要があるときは、船長又は船長に代つて船舶を指揮する者に対しして、積荷の性質又は積荷の有無その他船舶、積荷及び航海に關し重要と認める事項を確かめるため船舶に立入検査をするといふことが書いてあります。若し立入検査をしようと思つても、船長が断つたらどうなる。船長が拒絶した場合に、立入検査、即ち直接強制をするんですから、侵入搜索といふことになりましようが、それはやるつもりであるのか、どういふのであります。これはそれをやらなないと、これは何にもならない規定ではないかと思ひます。それをやるためには、憲法の第三十五條の規定がありまして、「何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることをない權利は、第三十三條の場合を除いては、現行犯の場合を除いては、正当な理由に基いて差止められ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されなない。」令状を持つて行かなければならない。搜索又は押収は、権限を有する司法官職が發する各別の令状により、これを行ふ。つまり司法官職、裁判所が發する具体的令状を持つて行かないと、その侵入、搜索は出来ない。この点をどういふふうにお考へになつておるか。これは重大な点でありますから、はつきりお答願ひたいと思ひます。

それと、第十五條の後段で海上保安官が当該法令の施行に關する事務に關し行政官廳の制定する規則の適用を受けるものとします。これも今申しした十七條に非常に關係のある規定と思ひますが、当該法令の施行に關する事務に關し行政官廳の制定する規則の適用を受けるものとします。というのは具体的にいへばどういふことになるのか。例を示してお答を願ひます。先ずそれだけ伺ひたい。

○政府委員(山崎小五郎君) それでは第一点の陸上の警察との問題でございしますが、これは午前中にも御説明申し上げておりますように、海上におきましては警察権は原則的に海上保安廳のやることと考えております。ただ陸地との切斷区域におきまして、犯人を取押えるために陸上の警察が出て來られることは決して排斥するつもりではないのであります。いろ／＼陸上警察との間で具体的な取締の方法、或いは協力等の關係につきましては十分両者の間で打合せをいたしまして万遺憾なきを期してやりたい。こういうふうにしておられます。

それから第二の、この海上と沿岸水域という御質問でございましたが、この第一條におきましては、やはり海上保安廳の方で仕事をやります大體の地域的界限というものをこれで示さなければ、海上保安廳であるから海上のといふことになるわけであります。これでは少し無制限過ぎますので、ここにありますように日本の沿岸水域、これはここに書いてあります。港、湾、海峡、その他の領海、更に公海も含んでおられます。ただ公海という場合におきましては、これはまあ日本の一の勢力範囲に申しますか、或る船の行動範囲に属する所までは行けると

いう大體の通念的な考へでございまして、具体的に何週以内までとか、どこまでといふことはなか／＼制限ができないのであります。大凡の概念、枠を示したのであります。それから保安官が臨検検査をやります場合は、いづれも各種の取締法規の根拠に基いてやることになつておられます。それでそれをやるためには司法警察權の職務を警察官が行うといふことにこの規定がございまして、その規定に基いてやることになつておられます。その点は陸上の警察と全く同様だろ／＼と思ひます。それから保安官がやりました仕事につきましましては、司法警察官がやつた仕事とみなすとなつており、その他他役等のいろ／＼の処置はこれは税関官吏でなければ仕事が出来ない規則がいろ／＼あるのであります。密貿易の取締に對してその搜查をしましたり、措置をしたり、そういうものにつきましては税関官吏と同じ仕事をするのであります。それが執行するについては関税法或いはそれに根拠を置いております規定によつて、或いは税関官吏の服務規律等に従つてやるということであり

○岡本愛助君 今のお答は少し、殊に第三点については的が外れておるものであります。司法警察官でありまして住居から書類及び所持品について侵入、搜索をやる必要があるとき、具体的な裁判所の令状を貰つて來てやらなければならぬ。司法警察官だからといつて、どこへでも行つて臨検、侵入、搜索をやることはできない。これは新憲法が堅く禁じたことである。それで海上においてももとより立入検査は向うの承諾を得ればできる

し、承諾を得なければできないのである。それを強いてやろうとすれば、それは侵入、捜索になるわけです。その点を明確に御認識になつていないように考へます。その点非常に大事な点です。それから伺いたい。

それからもう一つ「海上における」と「沿岸水域における」というその書き分けが第七條にあるので、それはどういふところから來ておるのか、十号と十一号、それについてお尋ねしたい。十号に「沿岸水域における巡視警戒に関する事項」、十一号には「海上における防及び鎮圧に関する事項」と書き分ける必要が……「沿岸水域における」と書き分ける必要があるものかと思ふに、片一方は「沿岸水域」と書いて、十一号には「海上における」と書き分けてあるのはどういふわけか、それを一つ伺いたい。

○政府委員(山崎小五郎君) 今の結局司法官憲の執行令状を持つて行かなければできない場合は、これは海上でも止むを得ないと思ひます。それから「沿岸水域」と「海上」と書き分けてあるのは、十号の方は巡視、海上に関するものは、十号の具体的な計画を作りますのは主として沿岸水域のことでありまして、例えば「海上における密貿易」と書くてありますのは、日本の例えは沿岸水域……沿岸水域でなくとも日本の船が密貿易の虞れがあるような場合は、いわゆる十にある沿岸水域でなくとも……外國船についてはいけません。日本の船舶ならばどこでもできる。そういうわけでこういうふうな犯人の捜査とか、或いは密貿易の取締とか、暴動の鎮圧とかいふものは必ずしも沿岸水域に限つていないのであります。

も沿岸水域に限つていないのであります。

○岡本委員(船橋小五郎君) 今十八條で御指摘になりましたように、海上保安官は海でいろいろの仕事をやりますために、陸上との連絡ができませんために、業務の執行に万全を期し難いというところがござりますので、この規定は実は各方面と相談いたしました入つたわけでありまして、四圍の状況やむを得ないというところは、結局次のように書いてある処置をとらなければ事態の取締の万全が期せられないときは四圍の状況やむを得ないということとございまして、これはまあ具体的な例といふことは、結局例えは或る船舶の停泊を命じた場合にそれが逃げ出したといふ場合がござりますが、そういう場合でもこれを停泊をさせなければ、例えばコレラ船等がおつて、これをこのまま行かしたのでは非常に心配だ。非常に陸地その他の港に對しても危険を冒かすといふような事情が判定された場合にやるのでございまして、これを停止させなくても、いろいろの措置ができる場合は無理に停止してはならない。結局これによつて保安官が権利の濫用をするな。絶対にしてはいけないといふことを、又一面においてこれは規定しておるのであります。これは一種の、その時の具体的な事例によりまして判断する以外に方法はない。これはいづれ保安官といふものを非常に教育いたしまして、そういう判断を誤らないようにすることは非常に大切なことではないかと思ふのであります。

それから序でにも一つ聞いて置かして、その後で國家地方警察本部長の方からお答を得たいと思ひますが、十八條の「海上保安官は、その職務を行つた四圍の状況から眞にやむを得ないときは」云々とあつて、これも重大なことが各号に列挙してあるのです。この「四圍の状況から眞にやむを得ないときは」といふのはどういふ状況なのか。これも茫漠としておりますが、これも憲法の規定との関係からお

伺いたいと思ひます。

○政府委員(山崎小五郎君) 今十八條で御指摘になりましたように、海上保安官は海でいろいろの仕事をやりますために、陸上との連絡ができませんために、業務の執行に万全を期し難いというところがござりますので、この規定は実は各方面と相談いたしました入つたわけでありまして、四圍の状況やむを得ないというところは、結局次のように書いてある処置をとらなければ事態の取締の万全が期せられないときは四圍の状況やむを得ないということとございまして、これはまあ具体的な例といふことは、結局例えは或る船舶の停泊を命じた場合にそれが逃げ出したといふ場合がござりますが、そういう場合でもこれを停泊をさせなければ、例えばコレラ船等がおつて、これをこのまま行かしたのでは非常に心配だ。非常に陸地その他の港に對しても危険を冒かすといふような事情が判定された場合にやるのでございまして、これを停止させなくても、いろいろの措置ができる場合は無理に停止してはならない。結局これによつて保安官が権利の濫用をするな。絶対にしてはいけないといふことを、又一面においてこれは規定しておるのであります。これは一種の、その時の具体的な事例によりまして判断する以外に方法はない。これはいづれ保安官といふものを非常に教育いたしまして、そういう判断を誤らないようにすることは非常に大切なことではないかと思ふのであります。

○岡本委員(船橋小五郎君) 只今の「四圍の状況から眞にやむを得ないときは」といふのが、これは係官を教育して誤らないことを期するといふお話ですが、その大根本方針といふものはなければならぬ。私はこの十八條の條文は重大な國民の権利自由といふものを拘束する規定でありますから、これはどうしても憲法十二條十三條の精神によらなければならぬ。即ち公共の福祉のためでなければいけない。こういうふうに私は解釈するのであります。公共の福祉、これは傳染病とか火事騒ぎとか、そういう場合でありまして、公共の福祉には代えられない。一時そういうふうな個人やその個人の所有物を制限しても、これは公共の福祉に代えられないといふときに初めてこの処置ができるものと思ひます。その点についても一度伺つてみます。

りないことを期するといふお話ですが、その大根本方針といふものはなければならぬ。私はこの十八條の條文は重大な國民の権利自由といふものを拘束する規定でありますから、これはどうしても憲法十二條十三條の精神によらなければならぬ。即ち公共の福祉のためでなければいけない。こういうふうに私は解釈するのであります。公共の福祉、これは傳染病とか火事騒ぎとか、そういう場合でありまして、公共の福祉には代えられない。一時そういうふうな個人やその個人の所有物を制限しても、これは公共の福祉に代えられないといふときに初めてこの処置ができるものと思ひます。その点についても一度伺つてみます。

○政府委員(山崎小五郎君) 結局前記したように、四圍の情勢止むを得ないといふときは、それをそのまま放置することが人命に死傷を及ぼす或いは公共の福祉に非常な影響を及ぼすといふことが、この四圍の情勢に止むを得ないといふことであります。これは飽くまで保安官の主観的な観念だけからの止むを得ないといふ趣旨ではない。あくまでそれは客観性を持つて、誰が考えてもその通りその処置をせざるを得ないといふ通念的な客観性を持つた場合と考へております。

○岡本委員(船橋小五郎君) 尙最後に國家地方警察本部長に伺つて置きますが、先程大久保政府委員から御答弁のありました「海上における」といいますか、「沿岸水域における」といいますか、その警察権の権限といふものがどちらに第一次的の責任があるかという問題であります。それに対してどうお考へになつて

おるか、それを先ず伺いたい。

次いで私共中井委員と共に過日廣島や高知、それから愛媛その三縣を視察いたしました。非常に感じた点であります。只今でも先程午前中に御説明がありましたように、海運局の四圍管理高知基地なるものが高知市にありまして、そこに大きな船を二艘停つておつて、そして海上保安に當つておつた。ところが自治体警察又は國家地方警察の方で、今海上に犯罪がある、それでそれに対して出動する、大物であるから自分の方だけでは処置ができないから高知の方に電話で直ぐ出動して呉れといふことを申出。ところがその管理部の方ではなかつて來て呉れない。エンヂンに故障があるとか、乗組員が不足であるとかそういうようなことでなかつて來て呉れない。これはとても海上の犯罪については四圍管理部、高知基地を頼るわけには行きません。だから自分の力に頼るより仕方ない、こういうふうにしておりまして、だからこの点を余程海上保安廳のできまするに當りまして、運輸省の方とはつきり協定をしておかれませんか、飛んでもないことになるかと思ふのであります。

○政府委員(山崎小五郎君) 岡本委員にお答へいたします。この法案が成立をいたしますと、先程山崎政府委員から答弁を申し上げましたように、海上における警察権は、一應全部海上保安廳の権限といふことになるのであります。併しながら、陸の勢力範圍と思はれる水域におきましては、陸上の犯罪の檢察或いは捜査に係る限り陸上警察の権限行使を妨げない、こういう了解の下に只今いろいろ協定を進めてお

「それから保安官かいる／＼」解に処し
まして停止とかいろ／＼やりました楊
合には、先程も申しましたように、非
常に不当なる処分にならないように、
法律精神にも書いてございますが、で
きるだけそういうふうにやりますが、
それが若し誤つてやつた場合には、い
ろいろ本人としての保安官の責任は大
いに追究することになつております
が、相手に損害賠償をするというふう
なことは、まだこの規定では考えてい
ないのであります。

大體保安委員會は中央と地方に設けることになつております。大體二十人乃至三十人程度の人であります。この保安委員會は大體關係省と、それから民間の方等から構成して行きたいと思つております。この委員會は、公安委員會とは少し性質が違ひまして、海上保安廳長官、或いは本部長官等の諮問機關になつております。それから保安官は大體この海上におきまする取締のための保安官にしたのであります。大體陸地には追つ掛けて行くこととは考へていないのであります。ただこれも陸上に、一步船から浜に上つたから

といつて、もうこれは國上から行か
 ないといふほど嚴格に解釈するといふ
 必要はないと思うのであります。そ
 を追つ掛けた瞬間に陸に上つても、こ
 こに陸上に巡查も何もおらないとき
 は、非常措置としてはそういうふうな
 ものを捕まえることぐらいいいとい
 やないかと思つておりますが、原則と
 しては陸上を追つ掛けるということば
 考えておりません。ただ陸上に保安官
 がありますのは、海上で取押えられた
 持つて來まして、検事や何かに渡しま

す場合の、いろ／＼措置や何かをする者が陸上にはおることはありますが、これは飽くまで海上の事務の執行のためにしておるということになつておるのであります。

○小林勝馬君 只今の御説明でちよつと納得の行かないところがござい

が、從來盤合局、その他氣象観測に對しまして、さうな武器、武裝をさせておらなくても、何ら支障なかつたの

に對しまして、今後のやつに如何ようなわけでさういふ武器の必要があるのか。只今の御説明ではちよつと納得いたし兼ねる様に思ひます。今までい

ろいろな一般的に申しまして、さういふ武器を持たして見たり、権限を持

たせ過ぎて、却つて一般世間からい

ろんな目で見られる、乃至は法律を制定するときはさうに考えていなか

つた問題でも、一最下部におきましては巡査その他が不法にあらゆる点に

をしておる場合もなきにしも非ずと思ふのであります。さういふ点からい

まして、必要のないところまで所持させるということはどうかと思ふのでございまして、もう一應これを如何

二十人から三十人までと漠としたよう

な今御説明でございしましたが、即ち業者その他から関係官廳と相談をして決

めるという御説明でございしましたが、大体の選定の骨子並びに任期、その他

も少し具体的に御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(山崎小五郎君) 今の盤合局、官吏や水路部の職員まで武裝させる必要はないではないかという御意見であ

ります。勿論余り必要のない者まで武裝を無理にさせようというわけじやないものであります。ただ從來と少し違つておる点を御考慮願ひたいと思ひま

すことは、從來は相當海軍という実力機關がございまして、いざという場

合は、いつでもそれに対して警戒に當つておつたわけでありまして、今日の情

勢におきましては、外に何もさういふものがなく、特に盤合局のときは、常

に日本の陸地から離れて、一番日本としては最先端におる、いろ／＼のこれに對しまして危険があることも考

か何とかいうようなことは考えていな

いのであります。これは警察權の執行におきまして余りさういふことを書き

ますと、又非常に警察の執行できな

くなりまして、大抵一般の陸上警察が余り極端なことをしますと又又問題

があらますので、大体一般の陸上警察と同じやないかと存じますので、さう

い趣旨で御了承願ひたいと思ひま

す。

○小野哲君 ちよつと今の質問に關連して伺つて置きたいのですが、今の小

林委員から當法案の第十八條の問題につ

きまして、若し公務員が不法行為をやつた場合にはどうなるだらうか。海

上に保安官もやはり公務員でありまし

て、特に國家公務員法の直接の適用が

あるわけでありまして、若しこの海

上保安官が不法行為をやつた、不法に

十八條に列挙されておりましたやうな

行為をやつたという場合において、只

今政府委員は全然考えていないとい

う御答弁がございましたが、これはそも

も憲法第十七條の規定から考えます

といふと、政府、言ひ換へれば行政機

が行く。さうしておの／＼獨立にその

権限内で船をその港に入れる資格があ

るかないか、或いは入れてもどうかと

いうようなことを、船の中で訊問をし

たり、調書を作らしたりして、さうし

て船がよいとなると港に入れるとい

うなこと、さういふこと、さういふ

ことがよくあるのですが、この法案

を見ますと、先刻政府委員の御説明

などから付度しまして、今私が申し上げたやうなことが完全に一元化して、最も能率的に、除去されるように私は思

思うのであります。海上保安委員会は

の会社に対して損害賠償をする

御答弁をされなければいけないと、か

から官吏が行きます。検査から別の船

職員の数は一万人を超えてはなら

ない。第四條ではここで扱う船舶と

いうものに対していろいろ制限があ

ります。先刻ごなされた点で御意見があつたようですが、その

うもの制限を置く、或いは基準を置

く、その根拠はどこにあるのか。そ

う根拠を一つ承りたいと思ひます。

それから第七條の第五号、第六号に

海難の調査に関する事項「海難審判所

に対する審判の請求及び海難審判所

の執行に関する事項、この海難審判

所というものはこの法案で見ると、保

安廳とは独立しているように思ひまし

て、ただ理事官だけが保安廳の所屬に

属してゐる様に思ひます。この点に

對しては、御意見がございまして、

けれども、若し私の解釈が間違つてお

れば一つ御指示を願ひたいのですが、

若し私の思つてゐるようなことなら

ば、何故海難審判所をこの保安廳の中

に包含せずに、理事官だけを包含した

のか、その論拠をお伺ひしたいと思ひ

ます。

それからその次の第七の「海上保安

廳以外の者で海上において人命、積荷

及び船舶の救助を行うもの並びに船舶

交通に対する障害を除去するものの監

督に関する事項」というものを、ここ

では扱つておるが、その監督に関する事

項という、自然警察なり税關という

ものも含めると承して、はつきり

ぞういふに思つていいのかどう

か。これは或いは大蔵省或いは國家警

察というところの管掌事項との

あれがあるかと思ひますが、この

点明確に伺ひたいと思ひます。

それから先刻いろいろ皆さんからの

御質問があつて、御答弁もあつたので

すが、十五の「國家地方警察及び市町

村警察」と税關、検査所その他關係行

政廳との間における協力、共助及び連

絡に関する事項」というようなもの

が、これが政府よりの御説明による

と、警察の方の権限を有してゐる方も

十二分に協力してやるのだ、このう

ことなすけれども、この相互の権

限とか限界とかいうようなものが相

当明確になつていないと、法律を作る時

分にはこのうに言つていまして

も、事実これが行政上うまく行かない

のじやないか、うまく行かないとそ

のためにいろいろ意味において非常

に人も國も迷惑をすると思ひます。そ

ういふ点に對する御覚悟をもう一遍伺ひたい

と思ひます。

それから第八條の「水路の測量

及び海象の観測に関する事項」とあり

ますが、海象の観測ということと中央

氣象台など或いは陸上氣象台との關係

はどういふふうになるのか。氣象台は

保安廳では扱わずに、海上氣象の観測

だけを保安廳が扱うという意味か。こ

れをお尋ねいたします。まあその点で

一つ、まだ少しありますけれども……

○政府委員(山崎小五郎君) それで

は……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で……港に船が着きましたときに、各

所で

連合国から許されているのであります。ここに十五ノットということになつておりますが、これは法律に幾らこれを書いても、連合国の方で十二ノット以上を許さなければ、私は十五ノットを出すことはできないという考えを持つておりますが、この点を一つお伺いしたい。

それから現在、第三十八條を見ますと、第四條に対して第十八日正九（二千五ノット）及び水路測量船として宗谷（二千二百七ノット）というものは、これはこの法律によつて、第四條以外に、この船の存続する間は持つてもいいというものであります。この船が若しもなくなつたならば、そいつは千五百ノットで抑えて行くという考えであるのか、その点を一つお尋ねしたい。

○政府委員（大久保武雄君） 私、不法入国船舶監視本部の大久保であります。只今御質問の第二点についてお答えいたします。第一点、第三点は山崎政府委員からお答えいたします。船舶のトン数並びに速力に關しましては關係方面と緊密な連絡をとつてこの法律案が設定されたのであります。海上保安廳の持つております船に限りまして、その速力制限というものは十五ノット以上の速力を有するものであつてはならないという限定まで擴張されている、かように解釈している次第であります。

○政府委員（山崎小五郎君） 今回の沿岸水域ということ、非常にはつきり、どこから何海里以内とか、何海里以上とかいうことは全然限定してないのであります。大体日本の社会的通念から、日本の船が多く航行しておつ

たという所がその範圍に属するのであります。例へば先程お話しした漁船が漁をしてゐるのは大体これは日本の沿岸水域に入るわけでありまして、この海上保安廳はそういうことで大体そういう所の一般法律に違反の予防とか捜査或いは鎮圧ということをやるのであります。ただそういう日本の沿岸水域でなくとも、例へば自國船でありますれば、どんな所に行つても日本の法律に違反してありますれば、それを取押さへる事ができるものであります。併し大体船といふものが航続力も制限されておるし、それから、大体保安廳が取締る範圍といふものは先程制限されました一隻當り千五百トン、船トン數五万トンの航続範圍に大体なると思ひます。それからさつきのお話の、附則でやつておる燈台局の宗谷などの千五百トン以上の現在船がありまして、これだけは例外を認めて貰つたのであります。これはこの船が存続中だけでありまして、これがなくなれば千五百トンで抑えられるということになつております。

○丹羽五郎君 もう一つお尋ねします。はつきりお答がでなかつたやうに思つておりますが、海上保安廳がでるのと直ぐ千二百海里までの漁船の作業区域を取締るのであるか。この沿岸水域と千二百海里とは少し距離に置いて違ふのであります。その点をお尋ねしたい。

○政府委員（山崎小五郎君） これは大体海上保安廳ができればやるといふ建前になつております。○中川幸平君 從來行政機關の新設に當つては、その關係の省において立案されてどん／＼進捗されて來た嫌いが

あるのであります。もとより閣議には語られてあつたかも知れませんが、私の考えでは閣議ではよからう／＼／＼といふことで参つて來たのだらうと思ひます。従つて出先機關の施設と相成つたのであります。この頃これらの出先機關の仕事や地方廳に委譲して大々的の整理をせなければならぬというものが國民の輿論であり、政府自体もこの問題をお考えになつておること存するものであります。この海上保安廳、この艦大なる機關の新設は國家財政の上から果してどうかといふような考えを持つたのであります。先程の御説明によつて必要であるといふことは痛切に感じたのであります。併しこの法案そのものを眺めてみますときに、御多分に洩れず、これは運輸省独自の立案であるといふ感じがいたしてゐるのであります。これを國家的に眺めて、内閣の仕事として立案されたならば、これは或いは海上と陸上とは違ひますが、陸上警察の余力を、余力といつては語弊があるかも知れませんが、陸上警察の力を利用して、それを付き合

した機構になつたのではなからうか。そういたしますれば、一万人を超えざるという文句は、或いは五千人を超えざる、七千人を超えざるかといふこととせんならんではなからうか。ただこの法案を見ますと、局の分掌事務の一項に、陸上警察或いは税關等と協調連絡するといふ文句はありますが、かようなことでは陸上警察を利用することとは到底でき得ないと思ひます。又必要あるときは附近の人の協力を求めるといふようなことが法律に書いてある。これはおかしい法律ではないかと存じます。これらの点は必要あるとき

は陸上警察に協力を求めるというようになつてはつきり書けんであらうか。附近の人に協力を求めるというところは、書かなくても當然なことであらうと思ひます。これらの点につきまして、運輸省當局においては、はつきりこの陸上警察を活用するといふ法案に、内閣の相談において法案を直される御意思がないかどうか承る次第であります。

○政府委員（大久保武雄君） 只今この法案の成案経過につきまして御質問がございましたが、この法案を作ります際におきましては、内閣の審議室が中心になりまして、各省集りましてこの法律案の作業をいたしましたのであります。尙又立案から今議會提案に至るまで關係方面とも緊密なる打合せの下にこの法律案が制定されましたわけで、決して運輸省の一方的な見解ではございません。その点は御了承願ひたいと思ひます。

尙又陸海の緊密な連絡につきましては、この中に共助の規定がございますけれども、そういうような規定、更に又それを超えまして、陸海の警察機關が緊密なる常時連絡の方途を講じまして、お互いに相助け合ひまして、新しい日本の治安に當りたい。かように存じてゐる次第であります。

○小林藤馬君 先程小泉委員から御質問のあつた海難審判法二十二條の海難審判所をどうしてこれに含めないのか。そうしてこの二十二條におきまして、審判所の理事官は保安廳の職員から選任するのといふ質問があつたのでございますが、これに對しまして答弁がございせんが、改めて御質問申し上げます。各條項におきまして、

海難審判、海上における海難の關係は多數入つておりますが、こういう關係からしても統一すべきではなからうかと思ひますので質問申し上げます。それから先程丹羽委員からも、私共から再三質問申し上げたのであります。が、定員その他の制限のうちにございする件に關しましては、大体現在海上保安廳が充足した場合の職員數が一万人を超えてはならないといふことになつておりますが、現在の御予定數はどのくらいに相成るのであります。それからこの百二十五隻の隻數を保有してよろしいといふ法案に相成りますが、現在何隻持つておられるか。地方機構にどれくらいの配船をしておられるか。海上保安廳機構、その機構案の中にある新海、舞鶴、東海、道、こ

ういふ關係でございしますが、これのどこ／＼にどれくらいあるか。これは只今答弁が若し御不自由でございしたら、書類で後程頂戴したいと思ひます。

○政府委員（大久保武雄君） 数字的な点は後で山崎政府委員から御説明申し上げますが、海難審判所を海上保安廳の中に包摂いたしませんでしたが、理由といたしましては海難審判所は行政機關でございまして、裁判所と同じような職能を営むわけでありまして、何人にも私議せられず、良心に従つて審判をいたすべき筋合でございします。さういふ筋合でございまして、やはりこれは海上保安廳と別個に独立した機關といたしまして判断をいたした方が適當であらう、かように存じましてこの機構の中に包摂いたしません次第でございします。併し理事官は檢

海難審判、海上における海難の關係は多數入つておりますが、こういう關係からしても統一すべきではなからうかと思ひますので質問申し上げます。それから先程丹羽委員からも、私共から再三質問申し上げたのであります。が、定員その他の制限のうちにございする件に關しましては、大体現在海上保安廳が充足した場合の職員數が一万人を超えてはならないといふことになつておりますが、現在の御予定數はどのくらいに相成るのであります。それからこの百二十五隻の隻數を保有してよろしいといふ法案に相成りますが、現在何隻持つておられるか。地方機構にどれくらいの配船をしておられるか。海上保安廳機構、その機構案の中にある新海、舞鶴、東海、道、こ

ういふ關係でございしますが、これのどこ／＼にどれくらいあるか。これは只今答弁が若し御不自由でございしたら、書類で後程頂戴したいと思ひます。

○政府委員（大久保武雄君） 数字的な点は後で山崎政府委員から御説明申し上げますが、海難審判所を海上保安廳の中に包摂いたしませんでしたが、理由といたしましては海難審判所は行政機關でございまして、裁判所と同じような職能を営むわけでありまして、何人にも私議せられず、良心に従つて審判をいたすべき筋合でございします。さういふ筋合でございまして、やはりこれは海上保安廳と別個に独立した機關といたしまして判断をいたした方が適當であらう、かように存じましてこの機構の中に包摂いたしません次第でございします。併し理事官は檢

ん次第でございます。併し理事官は検

地から見た場合に、果してそれがよいのであるか、私は自治体警察に或いは自治体に、民主的に或る程度の力を、實際に力を與えて、そうしてそれとの結び付きを國家的見地において統合し、監督し、情報を得るというような建前がいいのではないかと、かように考えるのであります。それは只今申上げましたのは、大きな港灣についてでありますが、午前申上げましたようにに浦戸灣に於ける高知市の状況、或いは矢道湖とか、霞ヶ浦とか、或いは

秋田の八郎潟とかいうような所におきます状態を見ますと、これはむしろ自治体の警察といえますか、地方的の実情に適したものに委せになる態勢をとることが、むしろ適當ではないかということは今尚考えるのであります、この点につきまして警察の元締としての齋藤長官の御意見を遍承りたいと思うのであります。

それに関連いたしまして、我々は先般警察法の審議の際に、水上警察の問題というものについて非常な関心を持つておつたのでありますが、而してその問題について何ら警察法に謳われる

ところがないので、一條項を設けてこの欠陥を補いたいというように考えたのでありますが、当時の政府の説明によりますと、まあともかくもそのうちに海上保安廳に関する法案というものができるからして、その際において水上のことを考えて貰いたい、こういうお話でありましたから、私は先程から申し上げましたような見地から、あの海上保安廳法案だけでは何か行届かないところがあるように考えるのであります。今のような工合に考えれば又別問題、それから尙これは別の問題になり

まするが、例えば湖、琵琶湖のごときものについて、例えば自治体警察、國家警察のごときが沿岸をすつと繞つておるところのものを措置する必要があるといふことを警察法規定の際に我々申したのでありますが、これらの措置、即ち警察法を、海上保安廳法案が出ました今日において、少くともこの辺に對する問題については十分なる措置が講ぜられておらないと考へまするので、これらに對する何らかの措置を講ぜられるおつもりがあるものでありましようか、どうでありましようか。伺つて置きたいと思ひます。

○政府委員(警視廳長) 中井委員の御熱心なお説は十分拜聴いたしました。先程私が申し上げました通りこの法案の建前としては、原則的には海上保安廳が責任を持つといふことになつておりますが、海上におきまして陸の警察がその必要な限度において権限を行使することを排除しない、こゝういふ確約になつておるのであります。従ひまして將來行く／＼は、どういふ結果になりますか、全部海上保安廳に統合されてしまふといふことにならうかと思ひますが、私は當分の間は少くとも自治体警察は今日の水上署を維持するものと考えておるのであります。又そのことにつきましても海上保安廳の立案當局とも十分な了解ができておるのであります。國家警察におきましては人的或いは物的の資材の系統からいひまして、又海上における陸上警察の必要性、陸上警察から見た海上における必要性といふものは、國家警察においては比較的僅少であります。國家警察は権限は留保いたしますけれども、水上署といふような

特別の署を設け、特別のことはやらないで参りたい。自治体警察の方はできるだけ現状を維持し、又自治体の方見るところにより必要といたします場合には、或いは現状以上の設備をするかも知れないと思つておるのであります。御指摘のように東京都その他におきましても水上生活者が沢山あるのであります。これらに對する警察は海上における警察といふ見地よりも、むしろ陸上における警察と同じ對象にならなければならぬものでありますし、いろいろな關係からいひまして、私は自治体警察はみづから水上署を閉鎖するといふ措置に出ない限りは、又さういふことがないと思つておるのであります。したが、現状を維持いたしまして、さうして海上保安廳と密接な連絡を取りながら、おの／＼その分野において海上の保安を担当するものと考えております。湖水につきましても、この海上保安廳は何ら關係を持たないのであります。例えば琵琶湖のごときものにおきましては、これは陸上警察の権限内の問題でありますので、陸上警察といたしまして十分治安を湖上において保つて行きたい、こゝういふ考へを持つております。

○中井光次君 私のお尋ねいたしました第二の点は、湖水につきましてもより海上保安廳の関知するところでないことは承知いたしておりますが、いゝゆる水上警察の部類に属するかと思ふのであります。湖水についていゝゆる水上警察に關する問題を、警察法の関連におきまして警察法において何らかの取扱になるおつもりでありまするか、或いはもう警察法はそのまゝお落になるおつもりでありまするか

いふことを第二点として伺つて置きたいのであります。

○政府委員(警視廳長) 警察法におきましては、水上の警察は特別な條項を設けることなしに、現在のまゝで実情に即した行き方をいたしたい、かやうに考へております。

○警視廳第一署 どの委員にお答え願うのか私は実は大臣に聞きたかつたのであります。午後大臣がおられないので或いは警視廳委員から答えられるのか、又その答弁が不満足であれば一つ考へたいと思ひますが、適當に御答弁願ひたいのであります。

第一は、我々は道路、河川、港灣の建設或いは維持管理等に當つて來た者であります。道路や河川におきましては、維持管理を相當する者が同時にその取締もやつております。さうして非常の結果がよいのであります。港灣だけがこの二十一條に關係して……私の質問は全部二十一條になるのであります。港灣の取締りだけが道路や河川と違つて、特に國家警察でその取締りをされるところに相成つております。私の考へるところによれば、港、灣内の取締、つまり港内水域の取締とか、或いは錨地を指定したり、轉鎖を許可したり、或いは船舶が出たり入つたりすることの許可をするといふような、その他さういふ問題は敢て國家警察の手に握らないで、地方廳に相當させ

た方が實際その取締の側からいつても非常にいいし、又取締まられる國民の立場、特に港灣を利用する人たちの立場から考へてその方が便利ではないか。どちらから考へても、便利ではないかといふように私は考へておるのであります。

ります。ところが二十一條はさうではなくて、さういふ問題を國家警察へ持つて行かうとしておる。而も現在京浜、關門、大阪、神戸、函館、長崎の六港については現在國家警察でやつておられるが、その他の重要な名古屋とか或いは新潟その他沢山の港では、現在地方廳が任せられて取締をやつておるのであります。それを六港を除く外

の大部分の港がやつておる。その地方廳が取締つておるものまでもこの際この法律によつてわざ／＼國家警察に移すといふことの必要がどういふ点からあるのか。どういふわけでさういふものをわざ／＼取上げなければいけないのか。我々の考へはむしろ現在の六つの港のものも地方廳に担当させて取締らせられた方が、國民の立場或いは港灣の利用者の立場からいつて特にいいのではないかと考へておるが、全く私らの考へと逆行されるその理由を明快に納得できるように説明が願ひたいといふことが、これが一点。

第二は、この二十一條にはまだ國民の何ら関知していないところの港則法といふものが飛び出しておる。これは新谷委員がおつしやつたことなんです。どうもその答弁が附に流れんの、もう一度聞くのであります。我々立法機關のその責を持つておる者も、未だ関知していない。又我々にとつては分つていないところの、了解していないところの、認めていない港則法を勝手に持出して來ておるといふことは、どういふ法律技術上の根拠があるのか。これを第二点にお尋ねしたい。

第三点、これは委員長に今朝程ちよつと申上げたのであります。我々國会は民主的な審議をやらなければなら

ない。然るに民主的でない。我々紹介議員の一人として海上保安廳の法律案に對する請願を第一回國會において昨年の暮にいたしました。又第二回國會において再びそれをいたしました。而もその請願は現在長年の間港灣の管理をやつております東京都長官、愛知縣知事、大阪府知事、大阪市長と名古屋市長、こゝういふものが連合いたしまして請願いたしました。いゝば現在まで先

程申しました六港を除く外大部分の港灣を多年運用して参つた経験と、その意見を持つておる者であります。その請願が出ておるにも拘わらず、その請願が我々同僚委員にちつとも行き直らせないで、さうして一方的に中央官廳の起草したものを付議して來るといふやり方に対して、非常に僕は民主的國會運営の上から不満で、今朝から議事部長その他にどういふわけでそのことをしないのかと聞いておるのであります。が、一向納得が行かないのであります。これは私は議院運営委員會なり、將來さういふ民主的でないやり方については、國會運営の問題として私は今後この問題は明らかにしたいと考へております。取敢えず今日のこの運営をできるだけ民主的にやつて頂くために、欠陥を取除く意味で第三の点として一つ委員長に何らかさういふた請願の趣旨が、つまり港灣の管理側からの意見も皆さんに通るやうにお考へ願ひたいと思ひます。

○政府委員(大久保武雄君) お尋ねの第一点の港内警察に關する点であります。この点は或いは他の政府委員から御説明申上げたかも知れませんが、けれども、港灣の經營管理の面と、それから港灣の警察面とはこれは勿論兩者緊

しますけれども、水上署というよう

落になるおつもりでありますかと

というように私共は考えておるのであ

会は民主的な審議をやらなければなら

から港灣の警察面はこれは勿論両者緊

密な関係におきまして十分これは提携をしないやならん問題ではありますけれども、行政の実態から申しますと、これは分離をいたしまして、警察というものは飽くまでそういう施設の管理面とは切離しまして、公平に実施すべきものだという建前からいたしまして独立の機関を設定した方がよろしい、かように考えるわけでござい

す。この点につきましてはアメリカその他の國におきましてもさうな方法を採つておるようでございます。その筋からこの点につきましては、強く従来の日本の行き方につきましてはの改革を指示せられてある点もございまして、かような立て方にいたしましたような次第でございます。

次に港則法、これは本日お手許にお配りしたかと思ひますが、この五月一日の法案の実施までには是非國會の御承認を得たいと存しております次第であります。成るべく速かに御審議を願うような段取りにいたしたいと、かように考えておる次第であります。

○警務第一君 第一点の答弁は私の質問の要点を外れておると思ひます。僕は警察一般のことを問題にしたのではなくて、港灣の取締を國家警察でやるがどうか、地方警察でやるがどうかといふその私の意見は、道路、河川と同じく港灣においても維持管理、建設し、維持し、管理するところの地方廳に合せてその取締を地方廳の自治警察でさせていいのじやないか。然るにそれをわざ／＼六つの港を除くものはそれを取上げて改めて國家警察に移そうとする論議がどこにあるかといふことの質問で、これに対してあなたの答弁は答弁になつていないと思ひます。

それから第二の点ですが、港則法というものを提出して、今朝も同僚委員から要求されて初めて持つて来るといふ、そういうやり方で、そしてこの法律を出しておるといふ極めて非民主的なやり方については何ら説明になつていないと思ふ。もう一度、再度御答弁願ひたい。

○政府委員(大久保武雄君) 第一点のことは山崎委員から御説明いたしますが、第二点につきましては資料の提出が遅れました点につきましては重々申訳ないと思ひます。実は港則法の関係は要綱を本日の御審議に間に合したいと存じまして至急手配をいたしましたのでありますが、これが遅延いたしましたことにつきましては重々お詫言ひ申上げる次第であります。

○政府委員(山崎小五郎君) 今の港長事務を地方警察でやつたらどうかといふ御意見でございますが、これは私も一應さういふ点を考えたのでございまして、大体港長が取締ります船舶は、港だけ動く船もございまして、港の外へいろいろ指揮を受けて出て行く船もございまして、対象が全國的に或いは廣い地域に亘つておるといふことが一点であります。もう一つは、地方的に或いはこの國家警察権を地方警察に委任したかどうかといふふうな意見もあるものであります。さういふふうになりますと、責任の所在が非常に不明確になりまして、港長自体を地方保安部長が指揮できないという、警察行政をやる立場からいって、非常に責任の不明確を來しまして問題がありますので、いろいろの点からこの点は國家警察として一本にした方がよろしいといふことになつておる次第でございます。

す。

○警務第一君 今の答弁は、まだ何もやらないものをこれからどういふふうにするかといふ答弁に聞えますが、現在私の挙げました六つの港を除く他のものは、すでに地方廳で取締を担当しておる、自治警察でやつておるのであります。それをわざ／＼國家警察に取上げるという意味はどういう意味かといふことを僕はお尋ねするわけであります。

○政府委員(大久保武雄君) 只今山崎委員から申上げましたように、港長事務に關しましては、相当外地に航海する船舶に対する措置、その他全体的に統制をいたしましてやつた方がいいという面も相当ございまして、又海上に關する交通警察は、海上保安廳でこれを統一して全國的に実施するといふ建前からいたしました。又もう一つは先刻も申上げましたように、その港灣を管理しておる主体と、警察署といふものは別個でなくちやいかな。こういう面からいたしまして全國の海上に關する警察を統一いたしておりますところの、海上保安廳の系統において自治体の港灣に關する面も保安を実施する。かような建前から國家がこれをやるというところに相成つておる次第であります。

○警務第一君(下條廣君) この際東京都港務所長がここに見えておりますが、港長事務の実情について説明を聴いたか如何かと思ひますが……

○新谷實三郎君 ちよつとその前に質問したいことがあります。先程中座いたしましたので、或いは他の委員から御質問になつたかも知れませんが、重複しておれば速記録で拜見いたします。

す。細かい点であります。この法律案は海上保安廳法案となつております。行政官廳の組織法であります。大体において慣例として保安廳設置法というような名前になるのが例であります。内容を見ますと組織法であり、若干海上保安に關する取締り、或いは關係の規定が入つておるのであります。これは組織法に關連して当面必要とするような規定を挿入されたのではないかと申すのであります。先程來いろいろ御議論のありますように、海上保安に關しましては、尙只今御提出の保安廳法案だけでは足りない部分が多い。まだ今後警察相互の關係におきましても、その他の關係におきましても、もう少し明確に規定して行かなければならぬ部分が相當あるように思ふのであります。今後政府の方では海上保安法というやうなものを改めてお出しになる御意向があるかどうか。それを第一点として伺ひたい。

それから先程多少御説明があつたのであります。この保安廳で使用するれます百二十五隻の船舶の内容であります。まず、いづ／＼の目的を持つておりますが、例えば海難救助のたため、或いは航路標式の巡邏船といふやうなものにも相當数の船が使われるわけでありまして、海上の治安維持のたためにどのくらいの隻数の船舶をお充てになる方針であるか。それが大体事務所に別してしまして、どの程度に各事務所に配置されますか。若し内容が決まつておれば伺ひたいのであります。向うに關連しまして、從來各府縣で持つておられましたいわゆる警察の巡邏船といふやうな程度のものは、これは港内の内火艇でありません。多少外洋に

も出得る船であります。さういつたものは今後は海上保安廳に移管せられることになつておりますかどうか。その点を伺ひたい。

それから三十九條であります。三十九條かに、この法律施行の際現に存する法令の規定でこの法律の規定に反するものは、その効力を失ふ。とあります。この法律が施行せられまして、この法律の規定に反するといふので効力を失ふ法令はどういう法令があらましようか。主なものを書列して頂きたい。先ずそれだけを伺ひたいと思ひます。

○政府委員(山崎小五郎君) 先ず最初の海上保安廳法以外に海上保安法といふやうなものを作るかどうか、意思があるかどうかといふことでございまして、それは一應我々いたしまして海上保安法といふやうなものを考えて見たのでございまして、海上におきまするいろいろの取締には沢山の關係の法規がございまして、これを一本に纏めるといふことは到底実行もできません。従つて飽くまで、海上におきまする取締の根拠はいろいろの特別な法規に根拠を置きまして、その根拠に基づいてこの海上を取締ります保安官が、その権限を持つといふことだけをこの規定に入れて行くといふことになつております。従ひまして今のところは海上保安法といふやうなものを新たに作るということとは考えていないのであります。

それから百二十五隻の船の内容でございます。これはまあ一應法律で枠は百二十五隻、五万トンになつておりますが、最初のスタートは現在あります二十八隻、あともう十隻配置する予

定になっておりますが、三十八隻を中心にして、あと補助舟艇をやることになつております。尙又少し目度がついておりますのは、今やつております掃海に従事しております三十隻の船が、掃海が済めば又一般のペトリールに配属する目途がついております。百二十五隻の建造計画というものは、いろいろ現在ある既存の船をできるだけ利用して、どうしてもできないものについて大体考へて行かなければならぬと思ひます。従つて又その船につきましても、燈台や水路等のおの／＼就きます仕事の職務によりまして、その最も性に適した船を設計して行くべきだと思ひます。それから陸地の警察からの船の移譲問題でございますが、これは先程陸地との關係を申しました線に従ひまして、大体、今まだ具体的には話が決まつておりませんが、大きい船は海上保安廳の方に廻し、それと引替へに陸上の警察の使用に適する小さい小型の船を廻したらどうかというふうないろ／＼話が出ておるような点でございます。この点はまだ、一應のそういう考へ方があるだけでありまして、具体的に何トンの船を渡すとか交換するといふようなことは、今後の折衝に残つておりますが、以上の通りであります。

あと特別にこのために効力を失うという法律は余りないのでありますが、これは一應そういうことで念のための規定らしくできておる事情であります。○新谷實三郎君 大体分りましたが、警察長官もお見えになつておりますから、もう一應法令の關係についてお伺ひしたいと思ひます。

先程お聞きのように、陸上の警察と海上保安廳との仕事の……仕事と申しますか、権限の分界点につきまして、いろ／＼各委員が疑問を持ち、それについて熱心な討議が行われておるわけでありまして、警察法によりまして、陸上の警察相互間の關係におきましても、相當はつきりとその権限の分界、従つてその責任の關係を明らかにしておる規定があります。この海上保安廳と警察法による警察との關係につきましては、今後話し合ひをした上で適当にやつて行くという御答弁、結論としてそういう御答弁だつたように伺ひのでありますが、この点は一般國民にも非常に関係のある問題でありますから、本来ならば法律を以て或る程度明確に規定せらるべき事項ではないかと思ひます。併しその点は包括的な共助に關する規定とが二三の規定がありますので、一應はこれに信頼するといひましたけれども、今後もう少し細目に亘つて兩者の關係を明らかにする法規をお出しになる必要があると思ひのであります。この点について警察長官からももう一應御答弁を願ひたいと思ひます。

○政府委員(齋藤昇君) 只今の御意見は誠に御尤もに存じます。私もできるならば、陸上の警察と海上の警察との間の權限關係を明確にすることが望ましい、かように考えられるのでありますが、海上警察につきましては、何と申しましても今まで海上におけるいろいろな警察的な事項の統合であります。又陸上の勢力範圍の海と申しましても、これは海岸から何メートルという工合に、地勢によつてはなからつきりいたしません。いろ／＼な關係からいたしまして、とにかく解釈で共助の精神と又その規定を極度に活用してやつて行く、こういうことに一應なつたのであります。私は若し水陸の警察の協力がこの法律の要求する通り円滑に行くことを期待するのであります。併し將來の運営の結果によりましては、或いは新谷委員のおつしやるように規定の明確化という必要が出て来るかと思ひます。我々といったしましては、できるだけ共助の精神を以て進みたいと思ひます。

○委員(下條廣重君) それでは先程御同意を得ましたから、東京都港務所長落合氏から、港長事務その他第二十一條に關連して御説明を伺ひたいと思ひます。

○中川光次君 委員長にちよつとお伺ひいたしますが、審議の方法について……大体海上保安廳法案につきまして、今日は概略的な質問かと思ひましたが、大分各條に入つて参りました。が、今後何か逐條にでもおやりになる御予定でありますか、どうでありますか、審議の御予定を一遍伺つて置きたいと思ひます。

それからも一つは、先程から問題になりました港則法案という刷り物が、我々の机上に配付されておりますが、この港則法案なるものは、正式にお出しになつたものでありますか。その性質をはつきりして置いて頂きたいと思ひます。

○委員(下條廣重君) 第一の審議の方法は、いろ／＼御質問の内容が逐條的になつておりますから、別に改めて總論的、逐條的と分けしないで、この際全部質問を願つて、質問が終れば終つたことにいたしたいと思つております。

それから港則法は、正式の配付というところから分りませんが、これは政府委員から配付がありまして、お廻したものだと思ひます。私ちよつと御守にいたしました。

○政府委員(大久保武雄君) 港則法は、まだ実は政府部内においても閣議決定には至つておりません。現在この港則法は關係方面と打合せ中のものであります。そういう關係でございまして、御参考までに申上げて置きます。

○委員(下條廣重君) それでは落合さんに御説明を願ひます。

○説明員(落合林吉君) 私は、只今お許しを得ました東京都港務所長をしております落合であります。

○委員(下條廣重君) 速記を止め

○委員(下條廣重君) それでは落合さんに御説明を願ひます。

○説明員(落合林吉君) 私は、只今お許しを得ました東京都港務所長をしております落合であります。

○委員(下條廣重君) 速記を止め

○委員(下條廣重君) では速記を開始して、外に御質問ございませんでしうか、政府に対して……御質問は終つたことにしてよろしうございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(下條廣重君) それではこの法案に対して何か御意見がありましたらこの際お述べを頂きたいと思ひます。

○落合傳一君 私の修正の意見は、先

程二つの点を政府委員にお尋ねいたしましたけれども、どうも満足できる答弁が得られなかつたのであります。そして實際この港の事務を取扱つております關係から、前申上げましたように中央集權化し、官廳化することは民主國家の方向と反對でございまして、ただ統一せにやいけなとか、又抽象的な方針によつてこの二十一條が根據付けられておるようでありまして、私共船の利用者並びに國民一般の立場から、この二十一條の方針に反對であります。それが一つ。そうして尙もう一つ、港則法なるものもまだ吟味いたしておりません。従つて私はこの二十一條は抹消される。でこの問題は港則法を吟味する際に十分政府側の意見を聞くと同時に、港を利用する人たちが港を扱つておる立場、或いは地方公共團體の長なその意見を十分聞いて、この港則法案のときまでこの二十一條を抹消して留保して頂きたいのであります。で、先程政府委員からその説明がありました。或いはアメリカはどうか、先進國ではむしろ今のようないつまりハーバー……オーソリテイ、港廳の形で進められておりますし、又連合國として何をこの港灣行政に対して求めるかといふことについて、我々連繫も取つておるのであります。が、港灣行政に關して連合國側が關心を持つとすれば、それは各港に共通の法律が制定されて良好な秩序を保持できればよいのであります。その責任の獨

は國家警察であるか、地方警察であるか、國であるか、地方公共團體であるか、そういうことをいっていないといふ事實は、大体私共すでに確めておるところでありますので、こういう点

それから効力を失う法令であります。これは今のところ効力を失うという法律は余りないと思ひます。ただ漁業法が何かの漁業監督官の規定がどうなるかという問題でございますが、これもまた農林省としましては捕鯨船に乗込む漁業監督官には、この規定が要るというふうなことでいろ／＼研究されておつたような状況でありまして、

○政府委員(齋藤昇君) 只今の御意見は誠に御尤もに存じます。私もできるならば、陸上の警察と海上の警察との間の權限關係を明確にすることが望ましい、かように考えられるのでありますが、海上警察につきましては、何と申しましても今まで海上におけるいろいろな警察的な事項の統合であります。又陸上の勢力範圍の海と申しましても、これは海岸から何メートルという工合に、地勢によつてはなからつきりいたしません。いろ／＼な關係からいたしまして、とにかく解釈で共助の精神と又その規定を極度に活用してやつて行く、こういうことに一應なつたのであります。私は若し水陸の警察の協力がこの法律の要求する通り円滑に行くことを期待するのであります。併し將來の運営の結果によりましては、或いは新谷委員のおつしやるように規定の明確化という必要が出て来るかと思ひます。我々といったしましては、できるだけ共助の精神を以て進みたいと思ひます。

○委員(下條廣重君) それでは先程御同意を得ましたから、東京都港務所長落合氏から、港長事務その他第二十一條に關連して御説明を伺ひたいと思ひます。

○中川光次君 委員長にちよつとお伺ひいたしますが、審議の方法について……大体海上保安廳法案につきまして、今日は概略的な質問かと思ひましたが、大分各條に入つて参りました。が、今後何か逐條にでもおやりになる御予定でありますか、どうでありますか、審議の御予定を一遍伺つて置きたいと思ひます。

それからも一つは、先程から問題になりました港則法案という刷り物が、我々の机上に配付されておりますが、この港則法案なるものは、正式にお出しになつたものでありますか。その性質をはつきりして置いて頂きたいと思ひます。

○委員(下條廣重君) 第一の審議の方法は、いろ／＼御質問の内容が逐條的になつておりますから、別に改めて總論的、逐條的と分けしないで、この際全部質問を願つて、質問が終れば終つたことにいたしたいと思つております。

それから港則法は、正式の配付というところから分りませんが、これは政府委員から配付がありまして、お廻したものだと思ひます。私ちよつと御守にいたしました。

○政府委員(大久保武雄君) 港則法は、まだ実は政府部内においても閣議決定には至つておりません。現在この港則法は關係方面と打合せ中のものであります。そういう關係でございまして、御参考までに申上げて置きます。

○委員(下條廣重君) それでは落合さんに御説明を願ひます。

○説明員(落合林吉君) 私は、只今お許しを得ました東京都港務所長をしております落合であります。

○委員(下條廣重君) 速記を止め

るところでありますので、こういう点

るところでありますので、こういう点

昭和二十三年六月十二日印刷

昭和二十三年六月十四日發行

参議院事務局

印刷者 印刷局